

令和4年度第9回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第3号）

令和5年3月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

2番 井 藤 はづき 君

9番 福 永 啓 君

10番 田 上 忍 君

5番 田 上 英 司 君

7番 森 田 優 二 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中 城 峯 雄 君 2番 井 藤 はづき 君

3番 宮 川 一 幸 君 4番 福 本 悟 君

5番 田 上 英 司 君 6番 増 田 安 至 君

7番 森 田 優 二 君 8番 岩 永 宏 介 君

9番 福 永 啓 君 10番 田 上 忍 君

11番 藤 川 博 和 君 12番 清 水 聖 君

14番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 宮 本 正 君

教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君 総 務 課 長 野 口 壮 一 君

企 画 財 政 課 長 本 田 隆 裕 君 町 民 税 務 課 長 畑 野 英 樹 君

福 祉 課 長 西 本 和 美 君 こ ども 未 来 課 長 沖 勝 久 君

健康づくり保険課長 作 田 豊 明 君 農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君

商工観光課長 河地 克敏 君 建設課長 島田 誠也 君
環境保全課長 鶴野 修一 君 会計管理者 田中 智徳 君
学校教育課長 本田 恵美 君 社会教育課長 緒方 良成 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○2番（井藤はづき君） 2番、井藤はづきです。通告していただいたとおり、オーガニック給食を導入できないかについて質問します。

国は、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組みと、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。その中で2050年までに化学農薬や化学肥料の使用量を削減し、耕作面積に占める有機農業の取組み面積の割合を全体の25%、約100万ヘクタールに拡大することを目指しています。そして有機作物の安定的な消費の受け皿として、学校給食への導入も推進されています。

さて、一方で農薬が子どもの発達に与える影響については、近年、多くの研究がされています。従来、遺伝要因が大きいとされていた自閉症やADHDなどの発達障害が、実は環境要因も大きいということが明らかとなっており、中でも農薬などの環境化学物質の影響が疑われています。世界的に見ても日本の農薬使用量は極めて多いことが知られており、子どもたちが毎日食べる給食にオーガニック作物と取り入れることで、未来の御船町を担う子どもたちのより健康な発達を促すことが必要であると考えます。

そこで、オーガニック給食の導入について、町長の考えをお聞きします。

以降の質問は、質問席からいたします。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員のオーガニック給食を導入できないかについて、お答えをいたします。

学校給食は、明治22年に山形県の私立の小学校で、貧困児童を対象に無料で食事を提供したことが起源とされております。その後、昭和27年頃に全国的に完全給食の実施が行われ、昭和29年学校給食法が制定されました。法律では、学校給食実施の義務はありませんが、本町の小中学校においては、ほとんどの登校日において給食を実施し、児童生徒や保護者にとって不可欠な取組みであります。また、小中学校の児童生徒や乳幼児期の給食は、子どもたちの健やかな心と体を育み、生きる力を身につけるために重要なことだと考えております。

お尋ねのオーガニック給食につきましては、推奨している自治体もあるようです。オーガニック給食の取り入れについては、給食費にも影響することが考えられますので、課題の整理を行い研究をしてみたいと思います。

その他、個別の質問について、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） では、まず、オーガニック給食導入の必要性については、どう考えられていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

化学処理をされた肥料や農薬を使わず栽培されたオーガニック食材は、一般野菜と比べてときに安心感はあるかと思います。同じ金額や量の供給ができるのであれば、すぐにも取り入れたいと考えますが、基本的には有機野菜は一般的な野菜と比べて、給食費の範囲で食材の確保ができるか不安な面があります。

○2番（井藤はづき君） 金額や量の課題が解決できれば、すぐにも取り入れたいということですが、化学物質の影響を減らすことができ、より健康な体づくりにつながり、長期的に見ると医療費だったり療育費の軽減になる可能性もあることから、国の補助金なども活用しながら、差額分を町で負担するという考えはありませんか。

○学校教育課長（本田恵美君） 現在、国の助成については見当たりません。何かありましたら活用したいと考えます。

○2番（井藤はづき君） では、先ほどは必要性について伺いましたが、次は可能性についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 例えば、年間数回の米飯のほうを有機米にすることや、給食費の範囲内で和え物などの副菜をオーガニック食材にすることであれば、導入の可能性はあるかと考えます。

○2番（井藤はづき君） では、先ほども少し出ていましたけれども、オーガニック給食を導入する上で、どのようなことが課題となるでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

まず、給食に使用する食材につきましては、あらかじめ契約している業者から食材を納入しています。有機食品の市場規模は近年伸びてはきているものの、現在の給食費では1食当たり全てをオーガニック食材を使用した場合、献立の品数が少なくなるなど、1食当たりの必要な栄養やカロリー摂取に影響があることが課題です。

また、1回当たり約1,500食分の食材が確実に確保できるかどうかも課題であると考えます。加えて、給食は短時間で1,500食程度の食数を作る必要がありますので、できるだけ調理しやすい規格の食材が必要となります。

○2番（井藤はづき君） 今、課題として供給の量の面と規格の面が上げられましたけれども、農業振興課としてはどのような認識でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

有機農業では、化学的な農薬や肥料を使わないため、不揃いな形や安定供給が難しいと思われがちではありますが、本町の有機農業の生産者の方々が生産する作物は、水稻のほか、野菜類では根菜類が多く、通常の慣行栽培、農薬や化学肥料を使用する従来型の栽培で生産された作物と同等の規格水準で生産、出荷をされています。

安定供給の点では、事前にどの作物をどれぐらい必要なのかなど示していただければ、対応は可能であると考えます。有機農業に取り組む生産者の方々は、組織を構築されており、多品目の作物を生産されていますので、個人ではなく、組織で対応すれば事前協議は必要ですが、対応できると考えております。

○2番（井藤はづき君） では、その量の面と規格の面というのは、クリアできそうかなと今答弁を聞いて思いましたが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

先ほどもお答えしましたが、1,500食の食材を通年にわたって確保しなければ、今日は材料が揃わなかったから給食が作れないというような事態に陥ってしまうと、児童生徒に迷惑がかかることとなりますので、そこは研究が必要かなというふうに思っております。

○2番（井藤はづき君） そのためにも事前の協議をしながら、どういうかたちで導入していくのがいいのかっていうのを考えないといけませんね。

では、もし天候不良などありまして、必要量が揃わないという場合もあるかもしれませんが、その場合はどうでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほどの質問でも答弁しましたとおり、本町には有機農業に取り組む組織がございます。全量を本町産で賄うことは難しいと思われませんが、有機農業に取り組む方々のネットワークなどを駆使すれば、必要量を揃えることは可能であると考えます。

また、天候不良ともなれば、慣行栽培であったとしても、価格の上昇や在庫不足の問題はあるかと思われます。調理で使用する作物の変更など、柔軟な対応が発注者側にも求められると考えます。不測の事態に対応する術として、事前の発注者側と生産者側の連携体制の構築も必要であると考えております。

○2番（井藤はづき君） それでは、オーガニック給食を導入している自治体というのは、もう既にあると思いますけれども、どのような事例があるのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 事例としましては、千葉県いすみ市、こちら有機、稲作への取組みによって、小中学校の給食に有機米を取り入れていらっしゃいます。千葉県匝瑳市では、匝瑳市で生産された有機米を給食のほうに使用されております。それから、高知県の四万十市では、米が100%、野菜の30%が市内で生産された無農薬、減農薬のものを使用されているという事例があります。

○2番（井藤はづき君） 今、千葉県と高知県の事例を紹介していただいたんですけれども、お隣の山都町でも有機農業に力を入れておられて、学校給食にも有機の小松菜だったり、チンゲンサイ、ホウレンソウ、ジャガイモ、タマネギなどを使用したり、2021年からは小中学校6校のお米を有機米に変更したという資料がありました。

郡内でもこのような取組みをされている町がありますので、積極的に情報を収集しながら、オーガニック給食というと、全部オーガニックにして、毎日オーガニックを出さなきゃいけないというイメージがあるかもしれませんが、いろんなやり方があって、この作物だけはオーガニックにしますとか、オーガニックまではいかないけど減農薬にしますとか、その日だけオーガニックにしますとか、いろんなやり方で導入するという方法があると思いますので、積極的にお隣の山都町もありますので、勉強されて、課題解決のヒントを得ながら取組みをされることを期待します。

次、保育園の話なんですけれども、町立保育園でも給食を提供していると思いますけ

れども、学校に比べると規模は小さく、導入しやすいのではないかなと思いますが、保育園から導入するという方法もあるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

町立保育園では、オーガニックという言葉が一般的に定着する以前から、食育活動において農薬を使わずに野菜を育て、収穫し、子どもたちがお泊り保育などでカレーを作るなど、調理の体験を通して自然の恵みや調理する人たちへの感謝、生命を大切にする気持ちを育むよう取り組んでおります。

今後につきましても、既に無農薬の野菜づくりや行事食などでオーガニック食に取り組んでおり、導入の幅を広げることについては、食育会議や献立会議の中で検討してまいりたいと存じます。

また、これまでの取組みについて、園内の掲示物や保護者向けのお便りなどで発信を行ってきましたが、今後もオーガニック食の取組みとして、食育活動への無農薬栽培の継続と外部に向けた発信にも取り組んでまいりたいと存じます。

○2番（井藤はづき君） そうですね、既にいろんな取組みをされているということですので、もし今後、小中学校とかでも取組みができるということになりましたら、同じ日に、例えばオーガニックの日、御船町全体としてオーガニックの日みたいなのを設けて、保育園でもオーガニック給食、小中学校でもオーガニック給食って連携したやり方をすることで、子どもたちが家に帰ったときに、保育園でもこんな給食だったよ、小中学校でもそうだったんだねみたいな感じで、啓発活動にもなるのかなと思いますので、やり方を工夫されることをお勧めします。

では、来年度以降についてですが、取組み、どのように考えられているのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 今年度、農業振興課、こども未来課、学校教育課の担当で、オーガニック給食や食育につきまして数回協議のほうを行っております。その中で、農業振興課より、現在、御船町で栽培されている有機野菜の種類を一覧表にしたデータのほうを確認させていただきました。カレーライスの食材であれば、食材の確保ができるのではないかなと思ったところです。現在、小学校の給食には、全国の名物料理をメニューに取り入れたり、上益城郡内で採れる食材を紹介しメニューに取り入れたりと、栄養教諭がとても熱心に献立作成を行っています。有機野菜をもし給食に取り入れることができる場合、栄養教諭ともしっかり研究していきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） これまで可能性だったり課題について話してきていますが、やっぱりやってみないとわからないという部分も多いのかなと感じているところです。まずは来年度、一度やってみて、それから判断材料を得て、また検討を進めていくということが必要かなと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

保護者から徴収する給食費だけでオーガニック給食を継続して提供することは、先に申したとおり難しいと考えております。

昨日の藤川議員の一般質問のほうでも申しましたが、令和2年度から令和4年度はコロナ対策交付金を活用し、馬肉の提供を行っております。また、令和4年度は物価高騰に伴う経済対策交付金を活用し、児童生徒、年間1人当たり2,000円の食材費補助を行いました。令和5年度は交付金については、今のところ不明です。令和5年度につきましては交付金が見込めませんので、食材費が全体的に高騰しており、新年度、令和5年4月より年間、給食費のほうを2,200円値上げする運びとなりました。

給食費の支援につきましては、昨日町長答弁のとおり、子どもたちの食育の観点や地産地消の取組み、財源の確保など、様々な角度において検討させていただきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） まずはオーガニック給食の日などを設定するなどして、単発でもいいので、国の補助金も「みどりの食料システム戦略」とか、そういったところから使えるものがあると思いますので、研究しながら、そういうのを活用したり、ふるさと納税もありますので、そういったものを活用しながら取り組みやすいところから始めていけたらと思います。

先ほどカレーライスならできるんじゃないかというお話がありましたので、仮にカレーライスでオーガニック給食を実施すると仮定した場合、まずどのぐらいの食材が必要になりますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在、カレーライスの材料につきましては、小中学校の給食センター分が、米が約112キロ、タマネギが87キロ、ニンジンが26キロ、ジャガイモが72キロほど使用しております。

○2番（井藤はづき君） では、それにかかる費用としてはどのぐらいかかるのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在、小学校の1日1人当たりの食材料費は240円、中学校が280円となっております。
1日当たりの食材料費が約38万円前後の範囲内で補えるように、栄養教諭のほうで献立を立てております。

○2番（井藤はづき君） 今御紹介いただいたのが一般的な食材を使ってということだと思いますが、それをオーガニック給食にした場合、どのくらいの差が出るのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

有機野菜を使用して給食を作る場合の費用につきましては、野菜の収穫時期によっても変動することが想定されますし、どの食材の確保が行えるのか確認も必要になります。そのためには、まず有機農家の方と意見交換の場を設ける必要があると考えていますし、町が食材の提供を行うことを前提に考えますと、有機野菜だけでなく、地産地消の観点から各方面の意見も併せてお聞きする必要もあるのではないかと考えているところです。

○2番（井藤はづき君） 収穫時期によって異なるということですので、一番差の出ない時期、金額差ですね、にするとか、時期設定だったり食材選び、今の時期はこれが旬だから安いとか、そういった食材選びが必要になるということですね。各方面の意見を聞かなければいけないということでしたけれども、これまでも給食の食材選びに関して検討するときは、そういうふういろんなところの、多分、慣行農家さんとか、そういったところかなと思うんですが、そういう町内の農家さんの意見を聞かれて決められているのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

給食の食材につきましては、あらかじめ契約をしている業者のほうから納入しております。

○2番（井藤はづき君） では、もしこういった取組みをするとなったときに、各方面の意見を聞かなければならないということですが、それはどういったことでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 現在の給食の食材は、保護者から徴収した給食費で賄っているところですが、議員がおっしゃっていますように、オーガニック食材を使った日を設定して、特別な給食の日とするようなことを設定する場合にですね、町のほうから別に支援をするとして、そういうことを仮定した場合に、様々な方面において有機農家さんから形成されている協議会、またはそのほかの食材を作っている方々のお話を聞く必要があるのではないかとこのように思っているところです。

○2番（井藤はづき君） では、今のところ給食費、今のやり方ですと、町はあまりかわつ

てないみたいなことになるんですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 現在、給食の食材につきましては保護者負担で、私会計となっております。その納入業者を決定したり、給食費について決定したりするのは、給食センター運営協議会というところがありますので、そちらのほうで決めております。

○2番（井藤はづき君） そこに町が何らかの助成などしながらこういった取組みをするとなると、やっぱり配慮しなければいけない部分が出てくるということですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 給食費以外での話になりますので、まだこれからいろいろと検討していく必要があるということです。まったく公会計ではなく、給食費という別の会計になりますので、町で何かしら給食に関する支援を行うのであれば、いろいろな方面のことを検討する必要があるかなということになります。

○2番（井藤はづき君） なるほどですね。給食費を別会計にしているという部分も見直していくという手もあるかもしれませんね。

それは置いといて、先ほどの農業振興課の答弁でも、生産者側と発注者側、給食センターだと思うんですけども、事前の連携体制が必要ということがありました。

では、まずは体制づくりというのをしていかなければいけません、それはいつ頃できそうですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

どのようなかたちで、給食の食材の提供を行っていくか、新年度できるだけ早いうちに取りかかれるよう、関係各課で協議を進めてまいりたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） 聞きのがしたかもしれませんが、来年度の早い時期ということですかね。それは生産者側と発注者側の両者を交えた協議の場を整えるという、つくるといふことでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） その辺も含めて検討していきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） まずはお試しで1回やってみるということが必要かと思えますけれども、それができたとして、それが実際に実行できたとして、その結果を分析することで、本格的にじゃあどういふふうに導入していけるのかいけないのかというところを判断しなければいけないと思います。

では、そのお試しができたと仮定して、その結果をどのような方法で分析して、どのような基準でその先のことについて判断していくのがよいと思われますか。

○学校教育課長（本田恵美君） まずは検討させていただいて、分析につきましては積み重ねが必要かなと考えますので、ご提案いただいたことも含めながら考えていきたいと思えます。

○2番（井藤はづき君） 例えば、どういったことを言いたいかというのと、例えば、調理師さんにアンケートを取って、このぐらいの規格だったら調理に問題ありませんとか、もうちょっと大きいサイズをしっかりと揃えてもらわないと困るとかというのを聴取したり、アンケートとかでもいいと思いますし、また保護者さんに取組みについて、給食費が上がってもオーガニックを取り入れてほしいという方もいるかもしれないし、いやいや給食費が上がるんだったら困るという方も、オーガニックなんか知らないから給食費を安くしてくれという方ももちろんいると思いますし、またそれだったり、子どもたち本人たちも、いつもよりおいしい給食だった、これなら全部食べれる、嫌いな野菜も食べれたという子がいるかもしれない。そんなところを一つひとつアンケートだったり、実際にヒアリングだったり行いながら、こういう反応が帰ってくるんだったら、次はこういうやり方でやってみようとか、もうちょっと踏み込んだやり方ができるんじゃないかとか、そういった分析をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

近年、コロナ禍でなかなか食育等について、保護者と連携してこういう食材を使っていこうとか、家庭での食事こういうことに気をつけましようとか、早寝・早起き・朝ごはん、朝ご飯を食べる取組みだとかですね、その辺の講演会だとかお話というのが対面でなかなかできない部分もあったかと思います。やっとなマスクのことも外せるような情勢になってきてますので、そういうことも含めて、家庭とも連携をして給食費のこともございますが、できるところから取り入れていきたいというふうには考えております。

○2番（井藤はづき君） もちろんそのとおりなんですけど、もしこのオーガニック給食を単発でもいいからお試しでできたとしたときに、その先、できましたね、終わりじゃなくて、お試しでやってみた結果をしっかりと研究してその先につなげていっていただきたいなという趣旨だったんですけれど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 実現した際には、もちろんそういう次につなげるようなことをやっていきたいと思えますし、例えば、作物を生産された生産者の方を給食の時間にお呼びして、一緒に子どもたちと給食を摂ってもらったりということをしながら、次の取組

みにつなげていきたいとは考えております。

○2番（井藤はづき君） では、最後に、先日住民によって開催されたオーガニックイベントに、町長も出向かれたとお聞きしました。そしてそこで、御船町をオーガニックの町にするとの前向きな考えを示されたというふうに聞いていますが、先ほどの町長答弁ではそのような前向きな印象は受けなかったんですが、改めて町長の意気込みを伺いたいです。

○町長（藤木正幸君） 本町においては、農業者が組織をつくる有機JAS認定を取得し、水稲をはじめ根菜・野菜など、有機野菜に取り組んでおられる事例があります。町では、第5期御船町総合計画の農林業の振興の方針の中で、環境と調和のとれた農業生産活動の核を図るため、自然に優しい環境保全型農業の推進を図るとしております。

現在、国の事業であります環境保全型農業直接支払い交付金を活用し、有機農業者への方々へ支援を行っております。こうした取組みが大きく育っていくことを願い、引き続き支援してまいりたいと考えております。地域のオーガニック農業の取組みは、地産地消と併せて子どもたちが夢を持つことにもつながりますので、大きく育っていくことを期待しております。

今、井藤議員のほうから発言がありましたことを、私も15年前行いました。PTA会長として、ある無農薬野菜の農家の方と知り合い、これはいいということで給食に取り入れてくれということで、頼み込んで給食をしてもらいました。しかしながら、その給食が散々な結果となりました。オーガニック野菜、あの当時ですから数も少なく、不揃いの物、まず野菜を持ち込んだときに、給食員の方々からこれで給食できない。なぜかと言ったら、本当に手間がかかって給食の時間が間に合わないというようなことをお聞きしました。また、子どもたちにはオーガニック野菜ですから、野菜料理になってしまって不評でありました。オーガニック野菜というのをまだ勉強せずに給食を出してしまったことへの反省、やはり私は思いだけで前に進んでしまったという反省がその当時ありました。積み重ねるというものは、やはりこういった野菜に対する取組みというのは、失われてきたなというふうに思っ大変反省しております。

熊本県の保護者の代表として、県の給食献立作成委員会というものに代表として出ました。そのとき、一つだけ忘れられないという出来事があります。食育の観点からだったんですけど、あの当時、レバーを食べない子どもたちということが頻繁に謳われてましたので、レバーを使った料理を募集したところ、レバーコロッケというのが上がってきまし

た。そこで問題が起きました。それをレバーコロッケをどうやって食べさせるかということでした。各学校の給食員の方々から、レバーを抜いてコロッケを食べさせようと。後からあれはレバーだったんだよというようなことで、一時期はそっちの方で話が進んでいました。私は大変それが疑問に思いました。レバーとわからず食べて、後からレバーと教えて、その子たちのためになるのかな。レバーを隠してコロッケじゃなくて、レバーコロッケということを考えて子どもたちに食べさせたいと、そちらのほうが子どもの食育にはいいんじゃないかということで、レバーという言葉を入れたコロッケにしてくださいということをお願いし、レバーコロッケというかたちで給食に出させていただきます。こういったかたちで、最初に研究させてくださいという話をしました。いろんな人には考え方があります。子どもの育成に、食育に関しましては、やはりそのものをわかって食べていく、そのことに対して子どもたちがいろんなものを学んでいくんだらうというふうに思っております。研究を重ねながら、いち早くこういったかたちでオーガニック、自然のものをどうやって口の中に食して、私たちの課題をどう育成していくことというものを研究しながら、私自身、前向きに考えてまいりたいというふうに思います。

○2番（井藤はづき君） 町長も経験があられるということですので、そのときの反省点とかも今後活かしていけると思いますから、ぜひ前向きに、みんなで協力体制をしっかりと整えて進めていければと思います。私としても協力できることがあったら積極的にしたいと思いますので、頑張っていきたいなということを申しまして、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、10時50分まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休 憩

午前10時50分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

御船町上野地区に整備が計画されている廃棄物処理施設整備につきましては、これまでも何度も質問をさせていただきましたが、まだまだ町民の皆様、特に地域住民の方々の不安が払拭できているという状況にはありません。環境アセスが始まりました。環境アセスについて、また廃棄物処理施設整備計画自体について、お聞きいたします。

個別の質問につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船町上野地区に整備が計画されている廃棄物処理施設整備計画及び環境アセスメントについて、お答えをいたします。

上益城5町のごみ処理施設建設について、本年1月24日に事業者から熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続きの最初の段階である計画段階環境配慮書が公表され、2月24日までの1カ月間縦覧がなされました。この間、施設の立地が予定されている町として、事業者に提案するかたちで説明会を2度開催し、制度の概要や配慮書の内容を説明させていただくことで、町民の皆様が事業者に対し、意見が言えるよう取り組んでまいりました。住民説明会では、事業者から配慮書の説明がなされましたが、住民の皆様が特に不安に感じている地下水や交通などの問題を含めた計画段階における配慮事項として選定する項目が少ないことや、配慮書の図書自体が複雑でわかりにくい点など様々な御意見をいただきました。

環境アセスメントの手続きは、住民の皆様から事業者への直接意見のほか、環境影響を受ける御船町並びに益城町、県のアセス審査会からの意見を踏まえた熊本県知事の意見を経て、次の段階である方法書に進んでまいります。

今後も事業者により実施される環境アセスメントの諸手続きに対し、環境保全の見地からの意見を適切に述べ、並行して地域活性化などの取組みを地元住民の方々とともに進めていくことで、この事業がよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） 最初に何点か苦言を呈させていただきます。

先日、町長がおっしゃったように説明会がございました。その中で、その資料の表題が「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業計画段階環境配慮書」となってますね。会場からの質問でも、これ廃棄物処分場をつくることは一切書いてないじゃないかと。廃棄物処分場を造るということを隠そうとしているんじゃないですか。ごまかしじゃないですか。そういう厳しい質問もありましたが、業者からは、そんなことはありませんという回答でした。そもそもこの表題、なぜこのような表題になったのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

環境アセスメントで公表される呼称については、事業名称を含め、その内容についても事業者が作成するものであります。

議員御指摘のとおり、住民の方から事業名称についての質問がなされましたが、事業者から、この事業名称は現段階の仮称であること、また、資料の内容をご覧いただければ産業廃棄物を処理することを隠す意図はないことを回答されていることです。実際、今回の事業計画は、廃棄物を処理することでエネルギーを生み出し活用する資源循環の取組みであることから、そのような事業名称になったものというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 説明資料は事業者が作ったわけなんですが、あの説明会自体は町の説明会でした、町主催。それは、町の資料であると、町が製作したと、そういうふうに誤解されても仕方がない、認識されても仕方がないというふうに思います。やっぱり説明会の後のですね、これちょっとこの表題おかしいんじゃないの、何か考えているのか、姑息じゃないのというような意見も直接私のほうに届きました。私もあれを見た瞬間、あっと思ったんですよ。やっぱりそういう感、あっと思わなかったのかなと私も思いました。こういう部分こそ、町民感情を業者に比べてよく理解できている町として、町がわかってですね、そういう部分こそ指導していくところじゃあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

ただいま答弁をいたしましたけれども、配慮書の内容については、産業廃棄物、それから一般廃棄物を処理する施設であることが明記をされておりましたので、当方、町としましては問題があるというような認識ではございませんでした。しかしながら、住民の御意見、またそのような御意見を踏まえまして、事業名称については、方法書以降において検討するよう、事業者には求めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続きまして、先日のアセスの説明会のとき、町に対する質問の中で、数カ月前に1回説明会が行われました。それからそのときのアセスの説明会までの間に、町は何をしてきたんですかというような質問がありました。そのときに、なんか的確な答えがなくて質問された方は、その間、町は何もしてこなかったんですかというような受け取られ方をされかねないような返答だったなというふうに思うんですよね。しかし私は知っています。今回も議会とかの、幾度となくこのような結構厳しいやり取りがなされ、実際に産業厚生常任委員会でもほかの、他県の廃棄物処分施設に視察に行っています。そして一部事務組合でも視察に行ってますよね。そして、それには全て執行部が一緒に行って、同じく視察研修を行っています。また、部内のいろんな検討等も行われているはずですよ。

そのようなことをやっているにもかかわらず、どうもなんかその間、御船町は何もしなかったんだよみたいに受け取られかねなかったと思うんですが、その辺りについてはちょっと不用意じゃなかったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

先日の説明会での答弁につきましては、7月28日の住民説明会以降に住民の方を対象とした説明会であったり、座談会などを開催したのかというような趣旨の質問であるというふうに捉えての答弁でございました。議員御指摘のとおり、施設の立地が予定されている町としまして、議会への説明、それから検討本部での検討など、様々な取組みを行ってまいりましたので、そのような部分をお示しするべきであったと感じております。

○9番（福永 啓君） 町長になんですけど、これ今でも言われるんですよ。昨年なんですけど、計画変更が協議されるようになったすぐ後ですね、第1回目の説明の場において、本来このような説明会を開く必要はなかったんだけど、このまま突っ走ってもよかったんだけどというような捉えかねない、そういうふうに捉えられる発言が町長からありました。この発言については、その場で県の担当者から、町長の発言に真意を押し量ったような説明もありましたが、今でもこの発言に対する批判の声を私は耳にします。

改めて、なぜこのような発言になったのか、発言の真意は何か、説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

私の発言が私の真意と違ったかたちで皆様に誤解を与えてしまったことに対しまして、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。また、今でも当時発言したことに対して批判があることには、真摯に受け止めていきたいというふうに思います。

重ねて答弁となりますが、私は上野地区の住民の皆様への最初の説明は、地元の町長として最初に私がすべきであると、その思いから、協議会などの主催ではなく、御船町主催での説明会を開催させていただきたいということを申し上げたかったという思いでいっぱいでありました。

○9番（福永 啓君） 理解できました。

これまで幾つか苦言を呈しました。これらの問題点は、本来廃棄物処分施設建設の本質ではないんですね。しかし、廃棄物処分施設に関しましては、漠然とした不安を持っていらっしゃる町民の方々も少なからずいらっしゃいます。そういう不安を持つ町民の方々の心に寄り添った、感情に寄り添った対応で進めていくことが、逆に本質の課題解決につ

ながるんではないかというふうに思うんですね。

先日の説明会で、閲覧資料ですか、1部しかありませんよとか、写真で撮らせてくれませんでした。何ですかというような質問がありました。これについて早速改善が図られていました。これについてよかったなと思ったんですよ。これね、たとえ今後写真を撮る人が現れなくても、結果的に一部で間に合ったとしても、町民の方々は私たちの声はやっぱり町に届いているんだなということを感じていただくことは非常に大切だと思います。

さて、本題なんですが、環境アセスに関する質問に移ります。

まず、環境アセスに対する町の基本的立場について、わかりやすく御説明ください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

環境アセスメントは、熊本県環境影響評価条例に基づきまして、事業者が熊本県や住民の方などの環境保全に関する意見を聞きまして、よりよい事業計画をつくりあげることが目的に実施がされるものです。意見の提出については、熊本県や住民の皆様は、事業者に対し直接意見書を提出することとなりますけれども、御船町は事業者に対し、直接意見をするのではなくて、県知事からの意見照会を受けて、事業計画がより環境に配慮された計画となるよう、環境保全の見地からの意見を提出することとなります。

また、当該事業によりまして、環境における範囲であると認められる地域を管轄する御船町と益城町につきましては、方法書以降も縦覧場所が設置されることに加えまして、事業者が開催される説明会の会場になることが想定されますので、周知など、情報発信に積極的に携わってまいります。

○9番（福永 啓君） 環境アセスは基本的に業者が行うことなんですが、町は事業に出資を予定してますよね。そうしますと、事業者側の立場にもあるということではないんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

出資につきましては、これまで説明をさせていただいておりますとおり、事業者による廃棄物処理が適正に行われるために、監視の手段等を確保することを目的に予定をしているものであります。出資を行うタイミング、それから出資額の詳細については決まっておりませんけれども、少なくとも事業者による環境アセスメントの結果、必要な環境保全対策が講じられることなど、5町が事業計画を適切と判断をして、立地協定や環境保全協定を締結した後のこととなります。このことから、現在の環境アセスメントの実施段階

においては、町は事業者に対し、住民の皆様と同様に環境保全に関する意見を提出する立場ということとなります。

○9番（福永 啓君） 現在、住民と同じ立場ということなのですが、必要な環境保全対策が講じられていると確認できなかった場合はどうするんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後、環境アセスは方法書、準備書というふうに進んでまいります。今後、準備書段階において環境基準を満たしていないなど、環境アセスメントの評価に基づきます環境保全対策が講じられない事業計画であった場合、またある場合については、事業者に対して必要な対策を講じるよう求めることになります。

また、事業者により必要な環境保全対策が講じられず、著しい環境影響が生じることが明らかである場合につきましては、5町は当該事業計画を適切とは判断をいたしません。

○9番（福永 啓君） としますと、まだ計画の白紙撤回もあり得るということなんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業につきましては、今後約3年半をかけて実施される環境アセスメントを通して、具体的な事業計画が検討され、その結果等を踏まえまして、廃棄物処理場設置にかかる許認可手続きが行われていくものであります。

したがいまして、現段階で事業実施が確定しているものではありませんので、議員御指摘の部分、今後の白紙撤回を含め、多様な可能性があるというのは事実でございます。

ただし、環境アセスメントの制度については、その調査の結果によりまして、事業計画を白紙撤回をさせるような許認可制度ではございません。事例として、環境アセスメントの結果、著しい環境影響が生じることに対し、事業者が対策を講じられないなど、事業者の判断によりまして事業撤回がなされるという場合はございます。

しかし、その場合、上益城5町が抱える一般廃棄物の処理に伴う課題は残ることになりますので、引き続き当該事業が環境に配慮され、適正に処理が行われるよう、町として適切に意見を提出してまいります。

○9番（福永 啓君） それでは、今後、環境アセスが今始まったばかりなのですが、それから予定、あくまで予定なのですが、供用開始、もし供用開始されるとしたら、それまでに想定されるスケジュールの中で、町は具体的にどのようなかわりを持っていくんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

町は環境アセスメント手続きである方法書、準備書の各段階におきまして、調査、予測、評価等の方法や結果等に対する意見書を熊本県知事に対して提出をしております。また、事業者が公表する方法書、準備書、評価書段階においても縦覧場所が設置される予定となっております。

環境アセスメントの結果、当該事業が環境に配慮され、その結果が適正であると5町が判断した場合には、環境や立地に関する協定を事業者と締結することを予定しているところです。その後、当該事業が事業化となった場合には、供用開始までに町は一般廃棄物の収集・運搬・処分業の許可に関する一般廃棄物を運搬する事業者及び一般廃棄物の処理を行う民間事業者に対する手続きが生じてまいります。また、一般廃棄物処理の設置、産業廃棄物の処理施設の設置、それから産業廃棄物の収集・運搬・処分に関する許可等については、熊本県が行う手続きとなりますが、町の事前協議が必要なものもありますので、その部分については適切に対応してまいります。

これら以外にも、土地造成、それから施設建設などに伴いまして、建築基準法、農地法、森林法など、様々な関係法令に基づきまして、御船町への届出、それから熊本県の許可などを伴う手続きが多くありますので、町が関与する部分につきましては、あらかじめ整理をし、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 今後は様々な手続きが予想されるわけなんですが、ちょっとまたそもそも論なんですけど、環境アセスの説明会で出た意見の中に、「人口減少社会にあって廃棄物の量が減っていくのではないですか。人口減少による廃棄物減少に加え、さらに町民が廃棄物の量を減らす努力をすれば、そもそもこのような計画のような巨大な施設をつくる必要がないのではないか」というものがありましたが、そのような意見について、執行部はどのように考えますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境省が公表しております最新の一般廃棄物処理事業実態調査によりますと、全国的なごみの排出量は減少傾向にある一方で、第5期熊本県廃棄物処理計画における県内のごみの排出量は、平成24年頃までは微減の傾向にありましたけれども、以降は横ばいの状況でありまして、人口が減少している熊本県において、人口減少が必ずしも廃棄物の減少につながっていないということは、この統計からもわかります。

当該事業における施設の処理規模につきましては、事業者が説明会で回答をしておりますとおり、事業者が県内の人口の推移、それから産業活動などを予測して、また域内処理ができずに県外へ搬出されている廃棄物の量なども考慮されて規模を設定されているものになります。

一方で、議員御指摘のとおり、廃棄物発生の抑制につきましては、循環社会の形成のために重要な取組みであるというふうに認識しておりますので、計画される施設の規模以下にかかわらず、町において町民の方と一体となって取り組んでいくものであるというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） では、リサイクルについてはどうでしょうか。御船町のリサイクル率、これは県内でも決して高くはないんですね。町として、さらにリサイクルは推進していくべきではないでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船町のリサイクル率は、令和2年度の直近の数値が23.7%と県内市町村で19番目、県内平均の21.7%をわずかに上回っている状況であります。平成26年度頃までは10%前後の県内でも低いリサイクル率でありましたけれども、平成27年度以降、焼却灰のリサイクルを部分的に開始をしまして、令和2年度にはその全量をリサイクルにしたため、リサイクル率が大幅に向上したというような経緯がございます。

他方、御船町よりリサイクル率が高い自治体においては、生ごみのたい肥化、それから可燃ごみの固形燃料化に取り組んでいるということを確認しております。

議員御指摘のとおり、廃プラなど一般廃棄物におけるリサイクルの推進は町の重要な役割でありますので、今後、組合や組合を構成する甲佐町とも協議をしながら、さらなるリサイクル率向上に向けた取組みを進めてまいります。

○9番（福永 啓君） リサイクルを推進していけば、ごみの量は減るんじゃないでしょうか。計画されているような巨大な施設が逆に町のリサイクル推進の障害となるようなことはないのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

まず、議員御提案のリサイクルを推進すれば、ごみの量も減るのかという部分についてですけれども、リサイクルを推進すれば、焼却するごみ、それから埋立てごみに関しては減少していくということが想定されます。また、有価物売買に伴います収入増も期待で

きます。

一方でリサイクルについては、個人や事業者などから回収した資源物を含む廃棄物をいかに再利用につなげるかという取組みでありますので、リサイクルの推進自体が資源物を含めた廃棄物の排出を抑制すること、また排出量の総量の削減に直結するものではないというふうに捉えています。

次に、今回計画がされている施設が町のリサイクルの推進に障害になることがないのかという御質問ですけれども、今回の計画地内に整備が予定されております施設につきましては、焼却施設だけではなくて、廃棄物を破碎分別しますリサイクル施設、生ごみによりますたい肥化施設、メタン発酵施設が設置をされる予定となっております。これら施設は資源物として持ち込まれた廃棄物を極力焼却をすることなく資源循環を行うための施設でございます。

このことから、町のリサイクルの取組みが進むことはあっても、議員が御懸念されている障害になるということはないというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 私もこの質問、客観的にリサイクルが減るんじゃないかと思ってですね、私もこの質問をする前に、リサイクルの最先端地であります鹿児島県大崎町について少し調べてみました。一般廃棄物の80%を超えるリサイクル率を達成している、これを続けて達成している大崎町において、リサイクルに取り組む前と取り組んだ後では、埋め立てごみの量、これは格段に減っています。そして、廃棄物処理に係る経費も大幅に軽減されています。また、リサイクルの有価物の売却益は町に還元されて、町の事業に直接活用されています。

ところが、逆に1人当たりの廃棄物、排出量につきましては逆に増えているんですね。これは混ぜればごみで、分ければ資源となる考え方が徹底されているので、資源確保、リサイクルに充てる資源確保という意味で、必然的にそうなるんじゃないかなというふうには思います。

御船町において、これまで町民の方々はリサイクルに真剣に取り組んできていらっしゃいました。しかし、リサイクルで得た利益ですよ、これは一部事務組合の経費に充てられて、リサイクルの成果が実際に、当番とかやっぺら方々、町民に見えにくい状況なんです。これではリサイクルに対するモチベーションは上がらないと、新たな計画では、例えば大崎町のように、見える形でリサイクルの成果を町民に還元していくこと、

これはできませんか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

現在、リサイクルステーションにおける分別収集を始め、町が決めました、ごみ出しルールに御理解、御協力をいただいていることに対し、改めまして感謝を申し上げます。

アルミや古紙類などといった有価物の売却による収益は、議員御指摘のとおり、組合の運営費に充当され、御船町や甲佐町の一般廃棄物の処理を行うための安定的な財源として活用をさせていただいているところです。

ただいま議員が御提案されているリサイクルの結果が直接、町や住民に還元されていることが感じられるような取組みにつきましては、現在の仕組みを根本的な部分から見直す必要もありまして、様々な調整が必要となつてまいります。ただし、そういった取組みが住民の皆様のリサイクルへの意識の高揚につながる重要な御提案の部分でございますので、先ほど御紹介いただいた大崎町の事例なども含めまして、先進的な事例を踏まえながら、今後研究をさせてもらいたいというふうに考えています。

○9番（福永 啓君） ですから根本的に見直すチャンスだと思うんですね、私は。やはり成果が見えないと、リサイクル意識の高揚は難しいですよ。決められているからやる、地球環境のためにやるだけでは、やはりリサイクルは進みにくいと思います。見える形でリサイクルの成果を住民に還元することは大変重要だと考えています。

さて、リサイクルから離れて、またそもそも論になるんですが、自治体に義務づけられているのは一般廃棄物の処理ですよ、処理処分ですよ。産業廃棄物は、それを生み出す事業者が責任を持って処分すべきであり、一般廃棄物の処分場計画を変更して、産業廃棄物を共に受け入れるべきではないのではないかという意見は、やはり根強くあるんだと思うんですよ。これについては、どのように思いますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまでの上益城5町によります最終処分場を含めました一般廃棄物処理施設整備の計画を、民間事業者によります産業廃棄物と5町の一般廃棄物を処理する計画に変更した理由については、当該事業が5町の財政面、それから周辺環境面の課題を解決し、当町にとっても税収のみならず、地域活性化などが期待される非常に有効な事業であると判断したからでございます。

確かに、議員が御指摘されたように、法律上、自治体に義務づけされているのは一般

廃棄物の処理であり、産業廃棄物に関しましては処理できるというような規定があるのみで、処理が義務づけられているものではございません。しかしながら、熊本県の廃棄物が県内で処分がしきれていないという現状、それから将来にわたる廃棄物の適正処理を考えたときに、産業廃棄物と一般廃棄物を同じ民間の施設で処理する当該事業につきましては、一般廃棄物の課題だけではなくて、廃棄物処理を取り巻く多くの課題解決につながる可能性が高い事業であるというふうに捉えております。

今後、この事業が全国におけるモデルケースになることが期待できるものというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続きまして、環境アセスの説明会でも、事業者は再三「地元還元」という言葉を多く使われていました。処分場で生み出される電気に対しましては、「地元還元じゃないんじゃないか、それは売電で事業者が潤うだけじゃないんじゃないですか」というような意見も出ました。それに対して事業者側からは「難しい部分もありますけれども、新電力会社を立ち上げて、町内進出企業に対し電気を供給できるようなことも考えています」といったような答えもありました。仮に、新電力会社を立ち上げるのであれば、現存する九電の送配電網を利用して、地域に対して電力を供給することも可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。千葉とかでは、日本を含め、世界各地でガス代が高騰する中、地面から湧き出る天然ガスを利用して4割安ですよ、ガスを一般家庭に供給、ガス代の安さを売り物にして移住者を呼び込もうとしています。

例えば、中山間部に限っても構わないと思うんですが、地域の一般家庭や事業者に対して、割安の電気料を供給することができれば、それこそが地域貢献であり、中山間部の活性化にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

電気や熱の活用については、これまで事業者から可能性を含めていろいろな発言がなされているところです。

ただいま議員が御提案の方法につきましては、御船町にとりましてもまさに理想的でありまして、地元で直接エネルギーが還元されることで、移住定住など地域の活性化に大きく寄与するものであります。

一方で、発電した電力を直接一般家庭に供給する仕組みにつきましては、クリアをしなければならぬ課題も多くあるというふうに聞いております。事業者によりまして地域還

元につきましては、御船町に最大の恩恵がもたらされるよう、電気や熱の活用に限らず、事業者による地域貢献なども含めまして、今後の事業者との協議で求めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（福永 啓君） 続いて、利用水の問題なのですが、基本計画は、その最初の計画の中に井戸水の利用のみでしたよね。雨水に関しての利用計画はありませんでした。井戸水の場合は、たとえ揚水試験を行ったとしても、周辺地域の水脈低下に対する懸念が完全に払拭できるわけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

地下水の件についてですけれども、熊本県地下水保全条例に基づきます地下水採取の許可手続きにおいては、周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与える恐れがあるかどうかにつきまして、12時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されるか、また回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の推移まで回復するかなどが考慮され審査をされます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この許可をもって将来にわたって地下水への影響がないというふうに確約されるものではありません。町としましては、事業者に対し、第一に地下水利用をさらに抑制すること、また涵養に努めることを強く意見してまいります。

○9番（福永 啓君） 地下水なのですが、無尽蔵にあるものではなく大切な資源なんですね。一方で雨水、雨水に関しましては、ここで利用したからといって、ここで雨が降らなくなるというのは正確なものではないんですね。まさに天の恵みです。降水確率、これを英語で何て言うかご存じですか。降水確率なのですが、一般的には「chance of rain」と言うんですよ。日本はチャンスに恵まれている国だと思います。このチャンスを利用しない手はないと思います。安定的な雨水利用のシステムは既に確立されているんですね。いろんなところで出されています。このチャンスを利用すれば、利用水に関する懸念は払拭できるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、施設の利用水につきまして雨水が活用されている焼却施設というものについては、当方でも確認をしましたが珍しいものではございません。雨水の利用を含めて地下水利用を抑制するための方法を検討するよう、環境アセスメントなどを通し

て意見をしてみたいです。

○9番（福永 啓君） 2点ほど提言いたしました電力の一般家庭向けの供給にしろ、雨水の利用にしろ、これねやっぱりコストが伴うんですね。ですので、営利企業である事業会社にとっては慎重にならざるを得ない面もこれがあるんでしょう。しかし、双方ともできることに越したことがない。これは明らかなんですね。以前の一般質問でも申し上げましたとおり、今回の計画は、まさに先義後利の計画だと思います。コストや利益を優先するより、本当の意味での地域貢献や地域懸念払拭を優先して行うことこそが、結果的に事業の営業的成功にもつながるんじゃないかというふうに思うんですね。

最後に町長にお聞きします。今回の計画変更に対して、反対の声や懸念する声もありますが、どのように考えていますか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

前回の一般質問でもお答えいたしましたが、美しい上野地区の、また中山間地域の自然を守りたい、将来に残していきたいという思いは、私自身、一番強く思っているというふうに思っております。今、反対や懸念されている方々の声の中には、多くの有用かつ貴重な御意見があり、施設の立地が予定されている町としての気づきにつながってまいっているふうに思います。

今後も今回の事業計画案に対し、反対や懸念の声を上げていらっしゃる方々が、将来あのときに反対してよかったねなどと、やはり思ってもらえるような、気づきを私たちは形にしてみたいというふうに思っております。地域の方々と共に学び、共に考え、共に進んでみたいと思います。

○9番（福永 啓君） 続きまして、話題を変えまして、小規模事業者に対する支援策について質問いたします。

コストコ効果もあり、御船町の企業立地は進んでいると感じます。また、事業者の御船町に対する進出意欲も高いように感じます。一方で、企業誘致に関しましても、商工業の振興策に関しましても、小規模事業者に対するものが抜け落ちているのではないのでしょうか。御船町商工業の基幹である小規模事業者に対する起業創業支援や、小規模事業者に対する振興策をどのように考えているのかお聞きいたします。

○町長（藤木正幸君） 中小規模事業者に対する支援策について、お答えをいたします。

全国の中小企業と小規模事業者の状況は、国内企業の約98%を占め、雇用の約70%を

担っている現状であります。中小企業や小規模事業者は、これまでの経済活動を通して、地域の歴史、伝統、文化を育み、地域社会全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として地域の発展を支えてきています。

一方で、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など、社会構造が大きく変化する中、中小企業や小規模事業者は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は、非常に大きいものであります。

このような状況を受け、国では平成11年に中小企業基本法を抜本的に改正し、中小企業や小規模事業者の成長と発展を図っています。本町では、平成14年から事業者が店舗の新築や改装などに必要な資金の融資に対する利子補給の支援を行い、町内事業者の成長と発展を図ってまいりました。

今後も活力と希望溢れる御船町を築くために、意欲ある中小企業や小規模事業者を町としてしっかりと支援していくことが重要であると考えます。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○9番（福永 啓君） それでは、町長にまた質問をいたします。

コストコやホテル温泉施設等、商業施設ですね。あと木倉の貸倉庫などなどの誘致に成功し、町長は台湾にも企業誘致関連のプレゼンに行かれました。企業誘致に関する補助金も増額されました。御船町の企業誘致は、かつてないほどに進んでいると思います。一方で、やっぱり御船町の商工業者に対する振興策はどうなっているのかなというふうに思うんですね。小規模商工業者に対する起業支援、創業支援というのはあるのでしょうか。御船町の商工業における基幹産業は、地元根付いた小規模事業者ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

熊本地震からの復興のシンボルとして、コストコの誘致に続き、複合型宿泊施設、木倉の貸倉庫など、町にとって大型の企業誘致が成功し、T S M Cに関連して、台湾からの企業誘致にも取り組んでいるところであります。

一方で、私が就任当初から一貫して、御船町の商工業における基幹産業は、地元根付いた小規模事業者であるという考えに変わりはありません。熊本地震により町内の小規模事業者が大きな被害を受けた際には、町内の事業者は全て御船町にとってなくてはならない事業者であるという観点から、前例のないかたちではありましたが、町内の事業者で

あれば、事業の規模や職種にかかわらず、誰もが参加できる地域の基幹産業集積型復興グループ「オールみふね、恐竜の郷復興プロジェクト」の設立を進め、グループ補助金を活用した復旧・復興事業を推し進めてまいりました。

先日、復興グループリーダーと共に経済産業省を訪れ、復興支援の御礼と事業報告を行ってまいりましたが、その際には、経済産業大臣、中小企業庁長官との面談に加えて、担当課の課長や若手職員に対して約1時間、事業報告、質疑応答の場を設けていただくなど、御船町の商工業の復旧・復興、特に小規模事業者に対する復旧・復興に大変高い評価をいただき、逆に私が驚いたところでもあります。国ともしっかりとした絆が築けましたので、今後も御船町の小規模事業者に対する復興及び小規模事業者に対する起業支援、創業支援を行ってまいりたいと思っております。

そのためにも、まず御船町の商工業に対する振興基本条例の制定に取り組んでまいります。

○9番（福永 啓君） 今、おっしゃった、私もオール御船の一員です。先日の経産省の訪問に同行いたしました。驚きましたよね。大臣、長官、担当課の課長及び若手職員まで、本当に熱心に話を、御船町のために集まってもらってですね、なんかほかの町と一緒にではなくて、御船町のためだけに集まってもらって、本当に熱心にお話を聞いていただきました。そして、「御船町のようにするためにはどうしたらいいんですか、何かアイディアはありますか」みたいなことまで質問まであったぐらいですね。間違いなく御船町は大きな信頼を得たと、それを感じました。その話の中でも条例の話が少し出たかなというふうに思います。確か、自治体にはきちんと商工振興に関する条例をつくっていただいて、私どももそれに合わせてしっかり支援していかなければみたいなニュアンスだったかなというふうに思います。

町独自の商工振興策でしたら、別に条例がなくてもできるんです。しかし、国や県の制度を利用する場合、今後はまず町の方針、指針となる条例制定が必要不可欠になってくる流れだというふうに感じています。先ほど条例制定については取り組むと表明していただきました。

では、いつ議会に上程する予定ですか。

○商工観光課長（河地克敏君） はい、お答えいたします。

中小企業の振興基本条例につきましては、地域の雇用や経済を支える中小企業等の振

興を明確化するものであります。明確化していく中で、他自治体の状況等や関係団体との調整を行い、よりよい条例にしていける必要がありますので、9月までには議会に上程できますように、しっかりと取り組んでまいります。

○9番（福永 啓君） 9月ですか。今予定している条例は、ある意味理念条例ですよ。具体的な商工振興策や起業支援、創業支援が組み込まれているものではありませんよね。条例に実効性を持たせるためには、条例に基づき、小規模事業者に対する具体的な振興策や起業支援、創業支援が必要なわけですが、条例が9月でしたら、その条例に実行をもたせる支援策がさらに遅れることにはなりません。振興策はいつ、どのようなものを予定していますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

御指摘のとおり、振興基本条例につきましては、理念的な条例ですので、実効性を持たせるためには、支援策を整備しまして、議会で予算を議決していただく必要があります。町としましてどこから取り組んでいくのか、どの取り組みが効果的かをしっかり調査する必要がありますし、関係団体とも調整する必要があります。もちろん、議会からも御意見をいただきながら、お示しできる具体策があれば、条例の上程と同時期の9月頃までにはと考えているところです。

○9番（福永 啓君） 私は、とりあえず条例だけ先につくってしまいなさいよ、9月じゃ遅すぎますよと言おうと思っていたんですけど、条例の具体的支援策も同時期に計画されているということでしたら、それでよかったなというふうに思います。

小規模事業者に対する支援に関しましては、先進地研修にも行きました、これは町長も行かれていますけど、東川町の例が大変参考になると思います。ここは小規模事業者に対する起業補助金に加えて、既存の店舗のリフォームに関する補助金もあるんですね。補助によっては、申請すればできますのではなくて、ちゃんとその町には環境、景観条例がある。その景観条例にマッチしたものですかというのが条件になっています。あと1つ面白いのがですね、商工会の加入が条件になっているんですよ。だから、地域で一緒にやっていきましょうねという事業にはその補助が出されるという、いろんな工夫が実際にされています。地域に溶け込む工夫ですね。

そもそもこれ東川の条例なんですけど、これは基本条例ではなくて、産業振興支援条例となっていて、単なる理念条例にとどまらず、具体的な支援が条例に盛り込まれているん

ですよ。東川町なんです、北海道の札幌近郊じゃないんですよ、旭川なんです。大都市近郊でもなく、地理的には決して有利ではないと思われる東川町なんです、人口が増えています。そして地方創生のモデルケースとして、マスコミや学術研究でたびたび取り上げられています。やはりこのような町には、学ぶことが大変多いと思いますので、ぜひ参考にしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） 情報提供ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

○9番（福永 啓君） やはり、最初、町長答弁のとおり、御船町の商工業を担っているのは、地元根付いた小規模事業者であることは間違いないというふうに思います。企業誘致や創業支援に関しましても、自助努力が難しい小規模事業者に対するものは欠かせないというふうに考えます。

最後に町長、御船町の小規模事業者及びこれから御船町に起業、創業を考えている小規模事業者に対しての思いをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

本町のほとんどの事業者が小規模事業者になります。小規模事業者は、これまで経済活動を通じて本町の発展を支えてきていただきました。一方で、国際化や少子高齢化など、社会情勢の変化で小規模事業者は厳しい経営環境にあり、そのことが地域全体に与える影響は、非常に大きいものだというふうに思っています。町といたしましても、意欲ある中小企業や小規模事業者をしっかりと支援し、中小企業や小規模事業者の振興を行政運営の主な施策の1つとして取り組み、活力と希望あふれる御船町を築いていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 以上で、終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（中城峯雄君） お知らせします。

議長から体調不良の申し出がありましたので、私、副議長の中城が議長を代行いたし

ます。不慣れですが、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 先般、通告していました運転免許証返納者に対する特典について、御船町の現状、近隣自治体の状況、今後の御船町の取組みについて質問いたします。

個別質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の運転免許証返納者への特典について、お答えいたします。

御船町総合計画の基本施策「防犯・防災・交通安全対策の充実」の中で、わくわく生活プロジェクト「運転免許証返納者への支援」が定められています。このプロジェクトは、高齢による運転免許証の返納者等を対象として、代替的な移動手段の支援を行うことにより、交通事故の未然防止につなげるとともに、自家用車がなくても日常生活に不便さを感じないような環境づくりを目指すものであります。

現在、昨年6月に策定した「御船町地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバスの路線見直しや予約型乗合タクシーの導入、町内中心部における周遊バスの運行など、具体的な検討を進めています。町の総合計画を推進する観点からも、免許証自主返納者への特典について、しっかりと考えさせていただきたいと思います。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） では、まずここ3年間の返納者が御船町でどれくらいいたのかについて、質問いたします。

○総務課長（野口壮一君） 御船町民の方で、御船警察署への過去3年間に免許証の自主返納者数は、令和元年度81人、令和2年度42人、令和3年度55人となっております。

○10番（田上 忍君） では、その中で特典等について質問というか、要望とかそういうのは何かあったんでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） ここ最近における免許証返納者への特典に対するお尋ねが数件あります。具体的には、地区老人会の役員の方から、会員から免許返納に対する町からの特典は何もないのかと聞かれたことへのお尋ねと、他自治体での取組みのような特典を考えてほしいという要望が上がっております。

○10番（田上 忍君） それでは、次に現状ですね、御船町にはどんな特典がありますか。

○総務課長（野口壮一君） 現在において、御船町では免許証返納者に対する独自の特典は設けてはありません。

○10番（田上 忍君） では、県もやっているかと思いますが、県がやっている。そしてあと近隣の自治体の状況を教えてください。

○総務課長（野口壮一君） まず、熊本県の取り組みとして、県内における65歳以上の運転免許証自主返納者に対して、路線バスの旅客時の半額乗車が可能となる「免許返納者割引乗車証」が交付される制度があります。そのほか民間事業者による補聴器やメガネの購入費に対する割引や、入湯料割引などが実施されております。郡内における状況としまして、嘉島町では、免許証返納者限定ではありませんが、高齢者バス・タクシー優待乗車証交付事業により、75歳以上の高齢者を対象に年間1万円の乗車券を配付されております。益城町では、高齢者・障害者タクシー事業の中で、65歳以上74歳以下の高齢者で、運転免許証自主返納者へ年間4,000円のタクシー券を交付されております。山都町では、高齢者運転免許証自主返納支援事業により、70歳以上の高齢者で有効期限内免許証自主返納者に対し、1人1回限りのふれあいバス1年間無料乗車券、または1年間の有効期限を設けたタクシー利用券2万4,000円を交付されているというような状況であります。甲佐町においては、御船町と同じく特典はされておられない状況になります。

○10番（田上 忍君） では、御船町にはないということですが、今後、返納者に対して、町独自の特典とかそういうのを何か考えられていますか。

○総務課長（野口壮一君） 御船町の総合計画の基本施策である防犯・防災・交通安全体制の充実に掲げた「わくわくプロジェクト」、運転免許証返納者への支援として、代替的な移動時間の支援に向けた公共交通の整備推進を行っていく中で、運転免許証自主返納者に対する特典を検討していきたいというふうに考えております。

○10番（田上 忍君） 今、検討ということだったんですけど、検討といたら「どうなるかわからない」「その場しのぎ」、そういう言葉もいろいろ聞きます。そんな中で、甲佐町と御船町はやってないけれども、ほかの3町は上益城郡内でやっている。町長は以前から、郡内横並びで何でもやりたいというふうに言われていました。そこら辺を踏まえて、町長の考えはいかがですか。

○町長（藤木正幸君） わくわくプロジェクトの中で、免許返納という言葉を使わせていただいております。今現在、特典のほうに走るのではなく、今、御船町の地域の交通問題の方を地域座談会を含めて行っているところであります。中山間地域において、今路線バスの見直しをしながら、また乗合タクシー等を今後決定してまいります。決定するのと同様

に、やはり今後、この特典に関しましても同時期に進めていかなければいけないというふうに思っております。

○10番（田上 忍君） 今の町長の答弁だと、まずは返納者だけに対してのじゃなくて、町全体を見てということだったかと思いますが、ちょっと先ほど課長のほうから、他町の状況を教えていただきました。他町では予算というのはどれぐらいとっているんでしょうね。わかる範囲で教えてください。

○総務課長（野口壮一君） 益城町で、令和4年度予算で、タクシー券の予算ですけど80万を予算化されております。山都町におかれましては、予算が200万円、嘉島町におかれましては、令和5年度の予算の予定を聞いておりますけど436万円ということで、嘉島町さんは令和5年度でちょっと制度を変えられる予定であります。公共交通の見直しで、町中に周遊バスを、巡回バスをくまなく回すということで、対象者も80歳以上で免許を持っている方、75歳以上で要介護・要支援認定者に限った特典といいますか、支援をされているということに変えられていくというようなところです。嘉島町さんは436万円の令和5年度の予算ということになっています。

○10番（田上 忍君） 今聞きますと、予算的には町は総予算に比べたら大きい金額じゃないというふうに思います。今回、明日から予算審議入りますけれども、今回は骨格予算ということで、こういうふうな施策については出てないかと思いますが、ぜひ、これぐらいの予算と言っちゃいけませんけども、ぜひ、免許返納者を増やすためにというか、交通安全を守ると先ほど町長が言われました。そういう目的のために、やはり独自に返納者に対する特典を付けてもらえないかと思うんですよね。

4月選挙があります。再選された暁には、ぜひ、返納者に対して何らかの特典を付けてもらえないでしょうか。いかがですか、町長。

○町長（藤木正幸君） 現場と話をしながら、よりよい方向に行くように頑張ってまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） では、今度、補正予算のときに楽しみにしております。

では、続きまして2番目の質問です。健康寿命の延伸について、町はどのような取り組みを行われているかについて質問いたします。

○町長（藤木正幸君） 健康寿命延伸について、お答えをいたします。

健康寿命の延伸は、国が定めた「第2次健康日本21」において、健康格差の縮小と

ともに最終的な目標に位置づけており、個人の行動変容や社会環境の整備によって達成すべきものとされています。御船町においても、平成26年3月に「健康いきいき御船プラン21」を、平成30年3月には第2期データヘルス計画を策定し、ライフステージに応じた予防・健康づくりの取組みを行っております。次世代を担う健康づくりのために、妊娠中からの生活習慣病予防をはじめ、疾病の発症予防、重症化予防、また健康無関心層も含め、自然と健康になれる環境づくりの一貫として、健康アプリの活用等、健康寿命の延伸に向けた事業を展開しております。

また、高齢者の通いの場として、水越地区の「ほたるの学校」及び田代西部地区の「人生百歳クラブ」が活動しています。今年度、この2地区での取組みが認められ、厚生労働省の「第11回健康寿命を延ばそう！アワード介護予防・高齢者生活支援分野」において、老健局長優良賞を受賞しました。この受賞は、平成27年の受賞に続き二度目の受賞であり、介護予防・高齢者生活支援分野にて、複数回受賞したところは全国においても、全国広しと言えども2自治体しかありません。

今後も、保健、介護予防の両面から事業を展開し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） 今、全般的なところで答弁いただきましたが、もう少し具体的にどんなことをやっているのか、町はどのようにやっているのかについて質問をします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活ができる期間のことをいいます。全ての町民がより長く元気で活躍できる健康寿命を延ばすことは重要な課題だと捉えております。健康寿命の延伸に向けて、子どもの頃から健やかな生活習慣の形成、予防、健康づくりを強化するために、生活習慣病などの発症予防、重症化予防に取り組んでおります。

○10番（田上 忍君） 今、生活習慣病などの発症予防、重症化予防等に取り組んでいるというふうに言われましたが、どんな取組みをやってますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 町の取組みとしまして、行政報告にありましたように健康診断のほうを2月末に全家庭、全世帯のほうに送っております。個人の健康について、「受けて安心、知って長生き」をスローガンに、年一度の健康診断の勧奨を行い、診査結

果を踏まえ健康指導を実施しております。対象者が身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、将来を予測した生活習慣の改善を自ら選択できるように支援してまいります。

今年度から、第6期御船町総合計画において、わくわくプロジェクト事業の1つとして、わくわくドキドキ初めての特定健診を実施しています。特定健診の対象年齢としまして、40歳の節目の方々に対し、若いうちから早い段階で健康づくりに取り組んでもらえるよう、特典を付けて今後も健康増進につながるよう事業を展開してまいります。

また、40歳、50歳、60歳、70歳の節目を迎える方に、歯科検診を実施しています。生涯自分の歯でおいしく食べることは、健康寿命の延伸のために重要だと考えます。自分の口の状態を知るきっかけとして、町内の歯科医院での無料での検診を受けられる機会を設けております。

○10番（田上 忍君） 今、取り組んでいるということでしたが、現実問題、実際にそれをやった実績というか、それについて、決算額でわかるんですかね。その辺りをお答えをいただきたいと思います。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） まず、町の取組みで今年のわくわくプロジェクト事業で、わくわくドキドキ初めての健診なんですけども、この40歳以上の受診者の状況につきまして説明いたします。

対象者が39名、そのうち申込者が22名で、実際に参加されました方につきましては18名ということで56.4%ということです。この40歳の節目の検診におきまして、今回初めてということで、本当に成果が上がっているというふうに思っています。これはまた継続してやって、5年間この受けられた方に、毎年受けてもらって、保健指導をやって、早期治療、早期発見、重症化予防に繋がっていきたいと思っています。

それと、特定健診の受診率ですけれども、特定健診の受診率と併せまして、保健指導の実施率のほうの結果が出ておりますので、平成30年度から結果を御説明したいと思います。平成30年度、受診率が45.6%、それに対しまして保健指導率72.7%、令和元年度、45.4%、指導率67.6%、令和2年度、43.5%、指導実施率77.9%、令和3年度、45.6%、指導実施率70.8%、この結果を見まして、このコロナ禍、3年間で受診率が相当伸び悩んでおりますけども、あえてコロナの感染対策がこの3年間取られてきましたので、令和5年度、そういうふうに掲げられております目標60%、それと指導実施率100%を目指して職員一同、頑張りたいと思っています。

○10番（田上 忍君） はい、今、次への目標ということで掲げられました。100%がんばっていくと。これは現実問題として、できる数値ですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） コロナ禍で保健師もコロナの対策で取られた面もありますけれども、保健指導には力を入れて、ぜひ個人指導をやっていけるように、100%を目指していきたいと思っています。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました、期待しておきます。

あと、健康づくり事業の中の、まず総合計画には、令和3年度は予算見込み額ということで出ています。それと4年度からも予算額が出ておりますが、4年度の見込み額、予算額に対してどれぐらい、本当にその予算額ぐらい事業をやったのかどうか、それについてお答えください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 3年度と4年度の予算の執行についての御質問かと思えます。

4年度については、コロナ禍の状況を踏まえまして、令和3年度から差し控えたいろいろな事業、地区推進協議会の研修等、協議会の研修等を加えまして、差し控えておりましたけれども、令和4年度につきましては、感染対策をしながら研修をやっております。執行についても3年度以上の、3年度の執行等、少し下げられましたけれども、予算内で事業を展開をしていっております。

○10番（田上 忍君） 令和3年度の決算額は幾らだったですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 今予算を持ち合わせておりませんけれども、3年度をはじめ、コロナの駆け出しでございましたので、本当に控える面がございまして、特に地区推進協議会のメンバー、年4回、5回やるのを2回しかできなかった関係上、その予算とか、いろいろな事業の展開がなされてなかったことがございまして、予算の執行が3年度と4年度と比べれば全然違った事業の展開、予算の展開だと思います。

○10番（田上 忍君） わかりました。総合計画に出している数値、この目標額は実際に事業をやったかなというところでの今の質問でした。

続いて、健康寿命の延伸に向けた取組みは、どのように考えていますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 町において、生活習慣病の発症、重症化を予防し、対象者の個別性に応じた効果的、効率的な保健指導の保健事業を行い、予防、健康づくりを支援することは、保険者の責務として認識しております。関係機関と連携して取り組んで、

今後ともやっていきたいと考えております。

併せて、近年では、企業が従業員の健康管理を経営課題として捉えて、積極的に改善に取り組む、健康経営の考え方が健康寿命の延伸にむけた取り組みを進める上で重要視されております。従来、健康管理は個人で行うと考えられていましたが、しかし、従業員の健康保持、増進が企業全体の成果、成長に大きく影響することが明らかになった現在では、健康経営の実施は単なるコストではなく、企業を成長させる投資であるとされています。その考え方を基に、戦略的な投資として、健康づくり推進協議会の各組織の団体と連携して、健診未受診者の受診勧奨や健康アプリの活用など、健康寿命の延伸に向けた取組みを展開しております。

今後ますます進む少子高齢化に伴う人口減少に対し、働く人の心身の健康維持の両立を図り、個人の性格の質の向上だけではなく、65歳以上の就業率を上げ、災害補償制度を持続可能なものとするために、健康障害の原因となる生活習慣病や労働負荷の軽減を図る必要があると考えます。

○10番（田上 忍君） 今の答弁の中で、健診未受診者への受診勧奨ということであったんですが、それはどういうことをやっています。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 未受診者の受診については、先ほど言いましたように、地区推進協議会のメンバーが各地区におられます。その方たちのほうにお願いをしまして、各地区のほうで勧奨をお願いしているところです。それと併せまして、未受診者への通知あたりとか広報への周知あたりをやって、7月の第1回目の健診、それに受けられなかった方々につきましては11月に2回目の健診を行って、その結果を踏まえて全て勧奨をやっているところです。

○10番（田上 忍君） 健康づくり推進員の方が勧奨をやるということだと思うんですが、その結果というのはフィードバックもらっているんですか。そして、どれぐらい勧奨できたのか、勧奨したことによってどれだけまた受診率が上がったのか、その数値はありますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 各地区推進協議会の皆さん方に、いろいろその地域の方々の未受診者の情報をまとめまして回っていただいているんですけど、そのときにどうして受けないんですかという結果もうちのほうにもらいまして、うちのほうも勧奨を上げるためにいろいろ取組みをやっているところです。

○10番（田上 忍君） わかりました。いろいろ努力されているようですね。

あと健康アプリについては、また後ほど聞くとして、あと、この健康づくりについては、福祉課のほうも関係するかと思うんですが、お願いします。

○福祉課長（西本和美君） 福祉課においても健康寿命を延ばす取組みを行っています。人とのつながりや笑いを重視し、社会福祉協議会の協力を得ながら、自宅から徒歩圏内で介護予防サロンを行い、各校区においては元気クラブを実施しています。その他、介護の予防事業として、元気が出る学校やいきいきトレーニングも行っています。校区単位の取組みとして、水越地区のホタルの学校や田代西部地区の人生百歳クラブ及び七滝地区のなないろクラブのサポートも行っております。それぞれの活動に高齢者が参加できる環境整備も重要だと考え、県の補助金を活用して、公民館等の通いの場の手すり設置やトイレの改修なども行っています。

○10番（田上 忍君） 今、ありましたが、公民館等の改修は、もう全て終わったと思ってよろしいですか。公民館等の改修は全て終わったと思っていいんですか。

○福祉課長（西本和美君） 今年度の改修につきましては9カ所上がっておりまして、その半分以上、半分については工事が完全に終わっております。まだ、竣工検査が終わってないところもございますが、9カ所全て終わる予定となっております。

○10番（田上 忍君） わかりました。こうやって公民館等は改修が終わって、活動する場所ではできたと。これからはそこでいかに地域のみなさんと呼んで、健康づくりをやるかということだと思います。今後の事業に期待したいと思います。

あと、昨日から聞いていますと、社会体育のほうでも令和4年度から健康体操教室とかそういうのをやられているとかいう答弁があったかと思いますが、このへんもまたやられているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和4年度からというものではなくて、これは以前から体操教室、トランポリンとかそういうのを継続して行っておりました。

○10番（田上 忍君） 健康づくりには、今でてきた3つの課が密接に関連してくるかと思えます。これからも連携をとりながらやっていくべきではないかというふうに思っているところです。

あと、行政がやっていることだけではなく、民間でもこういう取組みっていうのはや

ってないですか。とりあえず情報があったら教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

その情報につきましても調査しましたがけれども、町内の医療機関で独自で事業を展開されるというのは聞いておりますけれども、その情報については、詳細は存じ上げておりません。

○10番（田上 忍君） わかりました。

民間でもまた立ち上げてやられるとかいうこともあるかと思います。情報を吸い上げて、協力できるところは協力して行ってほしいと願うところです。

あと、今まで健康寿命を延ばす取り組みをやられておりますが、効果としてはどうだったんでしょうね。その辺、わかりましたらお願いします。

○福祉課長（西本和美君） 平成25年度から3年ごとに65歳の高齢者、主に介護保険の要介護の認定をもらっている方を除くんですけれども、65歳以上の高齢者を対象に、健康と暮らしの調査を実施しております。閉じこもり等の状況を確認しているところですが、コロナ禍前の令和元年度の調査までは、閉じこもり等の防止において、効果が上がっておりました。ただ、今年度の調査では、前回の調査を超える効果というものは確認できませんでした。今後、人と人との交流が再開すると思われます。これを好機と捉え、今後も介護予防事業を実施してまいります。

また、令和5年度から健康づくり保険課が主管課となり、高齢者の保険事業と介護予防事業の一体化に取り組んでまいります。

○10番（田上 忍君） わかりました。

ちょっと今、出てきた中で、ここで言う高齢者とは何歳を言うんですか。

○福祉課長（西本和美君） 65歳以上を対象としております。

○10番（田上 忍君） 65歳ということは、年金をもらえる方ということですね、わかりました。

御船町の現在の健康寿命の状況がわかったら教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 健康寿命の状況なんですけれども、都道府県ごとの算定結果が示されておりますが、町ごとの結果はない状況になります。参考までに熊本県の状況について説明いたします。令和2年度の平均寿命は、男性が81.91歳、女性88.22歳、令和元年度、健康寿命が男性が72.24歳、女性が75.59歳となっており、平均寿命と健康寿命

の差が男性が約10年間、女性が13年間であり、この期間を短くすることが課題とされております。

○10番（田上 忍君） 状況、ある程度わかりました。

体力づくりと健康づくり、これは先ほども言ったように連動していると思います。現在、役場間の各課の連携と、その辺はどうなんでしょう。どういうふうに思いますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 健康の保持、増進のためにも、基礎となる体力は必要です。そのためには、運動習慣の確立が重要と考えられます。御船町健康づくり推進協議会において、委員としまして御船町スポーツ推進委員協議会会長など、スポーツ振興に係わる方にも出席していただき、町の健康課題の情報共有、組織活動へのフィードバックをしていただいております。今年度の取組みとしまして、令和4年10月10日に行われました「わくわくスポーツ健康フェスタ」の会場におきまして、相談ブースを設け、住民の相談対応に当たるなど、社会教育課と連携して取り組みながら、体力づくりを含めた健康づくりを進めております。

また、令和3年度から熊本県連携中枢都市圏事業、各16市町村で取り組んでおりますけれども、この一環としまして、熊本健康アプリ事業、元気アップ熊本に参加しています。様々な健康活動に参加するとポイントが付与され、たまったポイントで特典や豪華賞品を受け取ることができる仕組みで、この事業を今展開しているところです。

○10番（田上 忍君） 今、健康アプリということが出ました。予算的に見ても95万2,000円ぐらいということで、そんなに高くないアプリを使って皆さんの健康維持ができれば、これはなおさらいいと思うんですけども、アプリ事業の今後の展開はどう考えていますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） この健康アプリ内のミッションにおきまして、社会教育課の主管の健康運動教室や御船町スポーツセンターとともにタイアップしながら、体力づくりと健康づくりの連携を図ってまいりたいと考えてます。今後も関係各課、町内企業やイベントと積極的なタイアップを行い、楽しみながら自然と健康増進につながる事業を展開してまいりたいと考えております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、この健康アプリですが、今どれだけの方が使っているんですか、御船町では。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 健康アプリの登録者数が、今年で2年になりますけれども、現在、加盟の市町村の会員数が、登録者数6万2,000名です。そのうち熊本県内が

5 万名となっておりますけれども、御船町におきまして登録者は343名です。これは2月
末現在です。当初から150名、そして263名と段々はのぼってはおりますけれども、この普
及にも力を入れて頑張りたいと。健康アプリの特性を活かしまして、楽しんで健康になっ
ていただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 343名でしたかね、この中の内訳というか、これ役場職員っていうの
はどれぐらい入っているんですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 職員のほうも普及勧奨を行っておりますけども、人数
まで私把握しておりませんので申し訳ありません。しっかり職員も一体となってやって健
康になっていきたいと思います。

○10番（田上 忍君） 今課長が一生懸命、これは良いアプリだよと健康づくりにいいよとい
うふうに言われてます。やっぱりまず、足元の人からまず率先して参加してやったらどう
かなと私は思うんですけど、町長、この辺はどうですか。

○町長（藤木正幸君） 私も入っております。「しのちゃん」に負けないくらい、「まーちゃ
ん」で今頑張っています。今みたいなかたちで、誰が何歩歩いたというのもわかってまい
ります。やはり競争力もついてまいります、共に競いながら健康寿命を延ばすために頑張
ってまいりたいと思います。今言われたように、役場のほうで何人かというのはまだ把握
しておりません、職員が先頭になってやっていかなければいけない事業だというふうに思
っておりますので、今後指導してまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい、是非ですねまず足元を固め、いっぱい入れてもらって、そして
町民に広めてもらって、やっぱりロコミが一番いいかと思うんですよね。私も実際入っ
てますが、やはり競争力というか、この人には負けたくないなというか、そういうのがじゃ
あもうちょっと歩こうというふうになってくるんですよね。それが健康につながってくる
んじゃないかと思います。教育長は入ってますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 私も入っております。いつも20番ぐらいになっているので少し順
位を上げたいなと考えております。

○10番（田上 忍君） わかりました。みんなで競争しながら健康づくり、やっていければと
思います。

あと、先ほどの答弁でスポーツセンターとタイアップして体力づくりというふうにな
っていました。スポーツセンターじゃなくて、YMCAとということになるんですかどう

ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

YMCAと共催して、いろいろな催し物を行っているというものです。

○10番（田上 忍君） ここ3年間はコロナの下で、なかなかいろんなことができなかったと思います。最近何かやっているというふうなこともあんまり目立たないんですよね。ぜひ、これからコロナもレベルが下がってくるし、そうするといろんなイベントができるかと思っています。どんどん健康づくりのイベントを、これからYMCA中心にやってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

スポーツセンターの指定管理を行っているものはYMCAになりますので、民間のノウハウを活かして、その経験でたくさんの町民の方に参加していただけるように、いろいろな企画をしていきたいというふうに考えております。

○10番（田上 忍君） 期待しております。

やっぱり社会教育課が出て来ます。今、御船町には町民グラウンドがあります。昨日も一般質問でいろいろ出ておりました。そのほかには運動施設、何があるかなと、総合運動場という話も昨日あっていました。その辺で、こうやって健康づくりのためにやる、まずは施設がいるかと思うんですね。その辺はどう考えておられますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

本町の運動施設といたしましては、スポーツセンター、今言われました町民グラウンド等がありますが、町民の様々な楽しみのためには、施設がまだまだ必要だというふうに考えております。

○10番（田上 忍君） 昨日も中城議員の一般質問にもありました。その中では、ちょっと答弁を聞いて私としてはまだ不満なところがいっぱいあるので、幾つか聞いてみたいと思いますが、スポーツの健康増進の拠点、防災の拠点、町民が未来に向けてわくわくするような拠点づくりをというようなことで昨日答弁がっております。具体的に、まだどこにくろうとか、どういうものをつくろうとか、そういうのはまだ出ないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今言われましたスポーツの拠点、スポーツ増進の拠点、防災の拠点、町民が未来にわくわくするような拠点ということで、大きなこれは目標でありますので、これから基本構

想に向けて策定をしていくということで、場所、規模、何をつくるのかというのはこれからになります。

○10番（田上 忍君） 実は私も昨年の3月議会で一般質問をしていたと思うんですね。中原北用地を活用できないかとかですね。その中で、町長の答弁では、これから、先ほど言ったような防災拠点としての機能を備えた総合運動場公園を整備するということで、進めていくということで答弁を1年前にあっております。1年経った今、どれだけ進行了ましたか。

○町長（藤木正幸君） 今年度の予算の中で、事前調査を行っております。この事前調査の中において得たものをこれから住民の方々、周りの方と共に話しながら、よりよい総合運動公園をつくってまいりたいというふうに思っております。

○10番（田上 忍君） 1年前も質問して、今年も質問しました。今後も定期的に、この辺りを質問をしていきたいと思っています。

健康づくりということでは、やはり歩くことが一番かと思うんですね。前の議会で、ディノパーク御船、これがいったん中止ということで、今中止しております。この辺りをもうちょっと方向を変えて、この健康づくりのほうから、あまりお金のかからない方法で、もっと吉無田高原を活用するという、そういう考えもあるかと思うんですけど、その辺はいかがですか、課長。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

吉無田高原につきましては、ジュラシクトレイル等を開催しまして、ふんだんな自然を活用して走っていただきまして、健康寿命を延ばすというような取り組みも行っておりますので、議員の御意見を参考にさせていただきながら、よりよいものができていければと考えております。

○10番（田上 忍君） 今日、いろんな質問をしました。そして、いろんな各課の課長に質問をいたしました。1つのことで御船町全体のことがかかわってくると思うんですね。ですから、これからも町長を筆頭に、御船町に住んでよかった、移住してよかった、そのような町にしていいただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○副議長（中城峯雄君） ここで、2時まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 4 9 分 休 憩

午後 2 時 0 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（中城峯雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5 番（田上英司君） 5 番、田上英司です。

初めに、本日は傍聴に多くの方々御参加をいただきました。誠にありがとうございます。今回は、6 回目の上益城 5 町ごみ処理施設建設問題をはじめ、通告しました 3 点について質問をさせていただきます。本議会体制下、今の本議会体制下での今日は最後の一般質問となりますので、町長、教育長、関係課長におかれましては、真摯な答弁をお願いするとともに、私も心を込めて質問をさせていただきます。

個別質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の上益城 5 町ごみ処理施設建設について、お答えいたします。

上益城 5 町のごみ処理施設建設に関しましては、これまで事業の主体が広域連合から民間事業者に変更になった経緯、事業の有益性や安全性などについて議会をはじめ、町民の皆様に説明し、理解を求めてまいりました。本年、1 月 24 日には事業者により、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント「計画段階配慮書」が公表され、具体的な事業の目的や内容、計画段階配慮書事項に関する調査等の方法、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果などが示されました。

しかしながら、環境アセスメントの制度自体が複雑であることに加え、事例も少ないことから事業者により適正に調査予測及び評価がなされるかなど、町民の皆様の不安や懸念を抱かれている点について、引き続き事業者の説明を求めてまいります。

今後、環境アセスメントは方法書段階に移行してまいります。施設の立地が予定されている町として、事業者が実施する環境アセスメント手続きの各段階において、熊本県知事に対し、環境の保全の見地からの意見を適切に提出してまいります。

また、引き続き事実に基づき丁寧な説明責任を果たしていくことで、この事業がよりよい事業となるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○5 番（田上英司君） 明瞭でわかりやすい答弁という評価の高い環境保全課長鶴野課長には、私の質問も複雑多岐にわたりますが、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

先ほど福永議員からも関連質問がありましたが、私は違う角度から質問させてもらいます。先ほど、答弁の中にまだ確定していないと、この事業がですね。白紙撤回の余地もあると、そして町長からはモデルケースにしたいとも言われました。そしてまた、町長からは将来反対してもよかったねと思う気持ちを大切にしたいという御答弁もありましたが、そのことは裏を返せば多くの意見を聞いていこうということじゃないかなというふうに理解をしているところです。

そこで質問を始めさせてもらいます。

仮称、上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業の計画段階環境配慮書、もう終わりましたけども、住民説明会についてこの事業計画は、上益城5町の一般廃棄物処理を兼ねた施設計画となっているのに、なぜ上益城5町となっているのに、なぜ御船町だけの主催となったのか。この配慮書段階ではいわゆる法的な義務は、開催の義務はないということですが、町独自に自主的にやったと言えば聞こえはいいですね。

しかしながら、あれっと思ったのは、義務のないこの説明会に、また出席の義務もない事業者まで出席されていたのか、それはなぜかということをお尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続きにおいて、議員御指摘のとおり、配慮書段階では事業者による説明会の開催は義務づけてありません。このことから、1月24日に事業者から計画段階配慮書が公表されることに伴いまして、御船町民の皆様に制度の概要、それから配慮書の内容などを正しく理解していただくことを目的に、施設の立地が予定され、さらには事業による影響を受ける地域を管轄する町としまして、御船町が主催をし事業者の説明を求めるかたちで開催に至ったものです。

○5番（田上英司君） そこで苦言を呈しますが、御船町だけで住民説明会を開催することについては、ほかの4町の了解は得られたのか。もし御船町長だけの判断で説明会を開催したと、いわばこれはもちろん自主的にというお言葉があったんですが、それはほかの4町の首長の意向を考慮されずに町長の独断ではなかったのか。先ほどほかにも質問がありましたが、これも以前、住民説明会で突っ走ってもよかったと町長がおっしゃった。この言葉はまだ残っておりますが、住民無視の言動ではなかったかなと思いますが、他の4町の首長あたり等の了解はあったんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

まず、住民説明会の開催につきましては、以前全員協議会でも御説明をさせていただいております。それぞれの町において、検討・判断をすることが5町の首長で取り決められております。このことにより、それぞれの町において説明会の開催については判断また検討する取り決めがございますので、必ずしも各町の下承を必要とするものではありません。

しかしながら、今回を含めこれまで本町が主催をいたしました全ての説明会につきましては、開催の目的・趣旨・理由などについて、各首長に説明・報告を行った上で開催しているものでございます。

○5番（田上英司君） 次の質問、今のようなことをお尋ねしようと思ってるんですが、今後の環境アセスメントの手続きでは、方法書段階の説明会と準備書段階の説明会を開催しなければならない。これは開催しなければならないとなってるんですが、この2つの説明会については、今、御答弁がありましたけれども、開催すると、それぞれの上益城5町で開催するという御答弁でよろしいですね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

ただいま答弁差し上げた説明会の開催については、今回、条例に基づかず配慮書段階で御船町の判断により開催した説明会の経緯を御説明したもので、方法書それから準備書段階以降においての説明会を各町で開催するという旨の説明をさせていただいたわけではございません。

○5番（田上英司君） それじゃあですね、藤木町長がいつもおっしゃっておるように、丁寧な説明をしていくということを考えれば、この2段階の今後の説明会には上益城5町でそれぞれで開催して、上益城5町の住民に周知をさせる必要があるんじゃないかというふうに思っておるところです。その理由としては、今回の配慮書段階の本町独自の自主的な住民説明会について、御船町だけを限定して開催されたものとなっていたんですね。それ他町の住民の参加もできなかった、排除されましたよね、できなかった。そういうこともありますので丁寧な説明ということに、5町でそれぞれが事業者を呼んでやると、計画的にやるということ。もちろん御船町も当然ですが、他の4町においてもそのように住民説明会を開催していただくように事業者に対しても御指導はできますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

熊本県環境影響評価条例に基づきまして、方法書それから準備書段階においては議員

御指摘のとおり、事業者による説明会が行われます。当該説明会は、対象事業にかかる環境影響を受ける範囲で認められる地域内において開催しなければならないと県条例で規定をされております。また、地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催ができるとも規定されているところです。

現時点において、場所それから回数などは決まっておりますけれども、説明会は参加者の範囲を制限して行うものではありませんので、本町で開催される場合にありましても、本町のみならず、他町の住民の方も自由に参加ができるものと認識しております。

○5番（田上英司君） 仮に本町でやった場合、よその町の方がお出でになったら、今度からはどうぞということができるんですね。

それじゃですね、次にちょっと込み入った質問をしますが、処理費用についてお尋ねしたいと思います。4点まとめて質問させていただきます。

まず1点目ですね。御船町と甲佐町の一般廃棄物の処理については、現在、御船町甲佐町衛生施設組合、すなわち御船甲佐クリーンセンターで行っておられます。これは老朽化のために、もう御案内のとおり、新しい処理施設の整備が必要となるってということで当初計画、つまり上益城5町等による西原も入ってますからね、などによる熊本中央地域循環型社会形成推進地域計画というものが策定されて、それを実現するために御船町の上野地区に建設を予定された経緯があるんですね。この整備期間中、つまり思い起こしてもらおうとわかりますが、2021年から2024年までは熊本市のごみ処理施設に処理を委託するという覚書を2020年3月に熊本市と締結されておる。この中身、覚書の中身について説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

令和2年3月30日に熊本市と締結しました可燃ごみの広域処理に関する覚書に定める内容について、御説明をさせていただきます。

覚書は上益城5町と熊本市が、熊本市一般廃棄物処理実施計画に定める可燃ごみにつきまして、広域処理の実施を計画するにあたり、その基本となる事項を定めたものでございます。委託の期間については、熊本市東部環境工場の延命化整備事業完了をいたします令和7年、2025年度からをめぐり、上益城5町が建設を予定する新たな施設が稼働するまでの期間とされておりまして、委託する廃棄物につきましても、可燃ごみに限定をされているところです。

また、5町の可燃ごみを搬入する施設については、先ほど申しました熊本市東部環境工場、委託料の額については協議の上定めるというふうに規定されております。そのほか、災害廃棄物を含みます一般廃棄物の処理に関しまして、広域処理のほか、連携協力が可能な事業を検討することなどが定めてございます。

○5番（田上英司君） 処理費用について、2点目お尋ねします。現在、御船甲佐、先ほど言いましたクリーンセンターで行っている一般ごみの処理費用は、令和3年度のごみ処理実績によりますと、可燃ごみは6,518トンらしいです。このごみの処理費用はどのくらいお金がかかったのか。例えば1トン当たり何円になっているのか教えていただきたい。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船甲佐クリーンセンターでは可燃ごみだけではなく、粗大ごみ、資源物、焼却灰の処理等にかかる費用が発生しております。令和3年度の組合決算額から公債費、それから火葬にかかる経費を除きますと約2億5,200万円でありまして、令和3年度におきます全ての処理費用が先ほど申しました廃棄物が約7,964トンでありますので、単純に割りますと1トン当たり約3万1,000円の処理費用を要しているということになります。

○5番（田上英司君） 3点目です。処理費用のですね。またそれに対して2020年に熊本市と覚書を締結されたごみ焼却の委託費用は、1トン当たり何円になっているのかについてもお答えいただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

熊本市への委託費用につきましては、現在、協議段階であります。現在、熊本市の条例で定める廃棄物処理手数料の条例、それから熊本市におけます処理原価等を基準とされ、上益城5町の協議が今行われている状況です。あくまでも参考になりますけれども、熊本市が条例で定める廃棄物処理手数料、こちらが10キロ当たり150円、1トン当たりで換算しますと1万5,000円になっています。ただし、ただいま申し上げました処理原価につきましては、委託にかかる条件を踏まえまして、熊本市が計算を現在行っているもので、今精査中でございます。この委託料につきましては、令和5年度中には示されるということになっております。

○5番（田上英司君） それじゃあですね、上野地区に計画されている大栄環境と石坂グループによるエネルギー回収施設、仮称ですかね。御船町は上益城広域連合が委託しようとしている一般ごみの処理費用はいったいどのくらいになるのかということ、おわかりでしょ

うか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

新会社に対します委託料、一般廃棄物の委託料につきましては現在決定をしてございません。今後協議をしていくこととなります。

○5番（田上英司君） なぜ、処理費用のことを4点も縷々お尋ねしたかということのをちょっと申し上げますと、大栄環境などによるエネルギー回収施設で御船町あるいは上益城広域連合からの一般廃棄物処理のための費用が現時点では未確定の状況ですね。であれば、現在の御船甲佐クリーンセンターにおけるごみ処理費用、あるいは熊本市と提携したごみ処理委託費用と同等もしくはそれを上回るような処理費用にならないようにすべきである。当然ですよ。万が一、大栄環境などによるエネルギー回収施設で、御船町などの5町の一般廃棄物の処理費用よりも上回るというのであれば、現在のエネルギー回収施設の計画自体を再検討すべきであろうかというふうにも考えるわけですが、そうしないと御船町民、あるいは5町の住民にとっては何のメリットにもならないということにつながるかと思います。これは答弁は結構です。

次に、環境アセスに関連する質問をいたします。

これは事業者の方が言われた言葉なんですが、配慮書で検討しても重大な影響の有無については見えないと。だから必要に応じて、環境保全対策を進めていくということで事業者の方も言っておられるんですね。全国的に考えればですよ、この前、例えば佐賀の諫早湾裁判、開門する、開門しないという裁判も約20年かかって、やっと決着がついて、先般、決着が、ねじれをしておりましたが解消したと。かなりの年数がかかっておりますね。この環境配慮書は、予測に基づくアセスメントであって、実測はされていないんですよ。検証までするのが丁寧な仕事じゃないかと思うんですが、これはもう業者の環境アセスなんですが、本町としてもどうお考えですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、環境アセスメント手続きにおける計画段階配慮書の位置づけにつきましては、事業計画の柔軟な変更が可能な早期の段階で事業の実施に伴う重大な環境影響を回避、提言できているか、既存資料などを用いて評価する仕組みでございます。大気質や層のほか地下水、それから交通などにつきまして事業計画の熟度が高まり、方法書以降の手続きにおいて、適正に調査予測また評価がなされていくものと承知してございま

す。

○5番（田上英司君） 加えて、これも新聞等に載りましたが3月8日、つい先日ですよ。

この地域振興局で県の評価審査会があって、この審査会の13の方が現地視察もされているということで、正式名称は「県の環境影響評価審査会」という名称だったと思うんですが、この13の方はどういう方たちなんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

私も傍聴に参加をしております、個別具体の御尊名であったり、大学名は差し控えさせていただきますが、熊本大学等ほか県内、県外も含めて、その開発であったりとか廃棄物、大気、地下水、それぞれの専門の方、文化財も含めてですけれども、そういった専門の方が御参加をされ、それぞれの所見または所管から様々な御意見を事業者のほうに提言されておりましたので、審査会として十分精度の高いものだというふうに認識しております。

○5番（田上英司君） この13名の審査会の報告を県が受けて、県は来月4月24日までに事業者に対して報告書を提出せないかんわけですよ。この県が事業者に4月24日まで報告する内容については、公開が我々に対して、住民に対して公開があるんでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 県知事からの意見書の公表につきましては、公表されるということになっております。

○5番（田上英司君） わかりました。

それから、同じく環境配慮に対する問題ですが、水問題、交通問題、大気汚染土壌汚染、動植物生態系の問題などの環境問題への懸念がさらに高まっている声を聞いております。この先般、配慮書なるものは、何ページあったと思いますか、237ページ。膨大な量の配慮書。これを全部見られた方、ここにおられますかね。この膨大な環境配慮237ページにわたるような配慮書を見た方っていうのはほとんど、確認された、理解されたとは思いませんが、どうお考えですか、膨大な配慮書。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当然、当該事業について様々な影響を調査また検討、評価する必要がありますので、その図書については厚くなるというものは、やむを得ない部分もあるというふうには承知しておりますけれども、確かにその理解等について、なかなか住民の方、また町職員も含めてすぐ理解できるような図書ではございません。ですので、こういった部分は事業者か

ら示される要約書などを用いてしっかり説明していく必要があるというふうに認識をしております。

○5番（田上英司君） なかなかわかりにくいということですね。事業者の1つのマスターベーションかなというふうにも捉えることができると思うんですが。

次に、交通問題についてちょっとお尋ねですが、建設予定地は上野の中心地です、いわゆる。近くに公共施設が複数ある。で、住民生活に不安が生じることはもう明白ですね。児童の通学時間を避けると、車の通行は避けますよと事業者は言われますが、じゃあほかの時間帯に集中するということになると思うんですよね。そうなりますと、上野地区は毎日がお祭り騒ぎになりませんかと思います。というのは、関係車両は1日ですよ、片道産廃車、10トン車ベースが約大型車約100台、一般ごみの車が約230台、往復660台ですよ、単純に往復660台。それに加えて、最終処分場へ運ぶ搬送車の車と従業員の方々の車等々を考えますとね、事故防止といわゆる道路の維持ですよ。これで心配が出るのは当然と思うんですが、これで地域の平穏が現状保たれるとお思いでしょうか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

工事中、それから共用開始後の交通問題の対応につきましては、環境アセスメント手続きの方法書以降で適正に調査がなされ、その評価に基づき警察など関係機関との協議を踏まえまして、交通安全、それから車両台数の縮減などの対策が講じられるものと承知をしております。

また、議員御指摘の将来発生する道路の維持管理等につきましては、農道、それから町道の道路管理者である町の役割としまして、住民生活に支障が生じないよう計画的に行っていく必要があるというふうに考えております。

○5番（田上英司君） 私もそれも聞こうと思っと思ったんですよ。警察との事前協議があるのかということですね。これをきちんとしなければ、御船町の道路っちゅうのは、443、445と町道ぐらいで、こらこんだけの今の車に片道、往復660台、毎日の車です。御船町は交通に対しては危ないんです。もう恐竜博物館にも行きたくない、これは仮の話。そういう不安も出るんじゃないかと思いましたので、くれぐれも警察と協議を深めていただきたいというふうに思います。

そして次はですね、同じく環境の問題ですが、地下水を約300トン採取するということですね。300トンというたら大体どのくらいかですよ、ピンとこないんですよ。ドラム缶

は皆さんご存知、私も知ってます。ドラム缶に例えれば、ドラム缶が200ですから、ドラム缶約1,500本の水を地下水としてくみ上げると。これでも事業者の方は足らんかもしれないというふうにおっしゃったことがあります。それだけの水脈が上野地区にあるのか。なければ、また何カ所か水脈を探して取られるのかということですね。

昨日、答弁で水道水は当たり前という発言をされましたよね。水道水は当たり前。要するにそうですね、水道水っていうのは意識しなくてもそこにあるものなんですね。それを行政がびしゃっと用水路を完備して、各世帯に送っていただいて、地下水、地下水でこの事業所、こういうような施設には、上下水道は予定はないんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

当該事業計画において、プラント、生活用水等については、地下水が利用されるというふうに記載をしてございます。当然、涵養の計画であつたり地下水の削減の計画を進める上で、水道水の活用また利用というものも検討されるものというふうに考えております。

現時点では、配慮書の記載にあることしか申し上げられませんので、施設の利用される給水計画については、生活用水とプラント用水は全て地下水を利用するというふうになってございます。

○5番（田上英司君） 今、施設をつくるための水に300トン地下水を取るということですが、そこで生活する従業員の人たちが生活するその生活用水と、仮に私がお尋ねしたかったのは、上下水道を完備するといったら、上野地区は上水路は完備されていないですよ、当然。だから平坦地から引っ張っていかないかん。で、下水も汚水とか排水は流さんと。これは1日300トンの水を再利用する、これは事業所の中の話ですからね。わっと、そこでも疑問、1日300トンの水が消えてなくなるのか毎日と、こういうことですね。排水もせん、下水に流さん。仮に下水、上水道を持っていく下水をつくるいうことになれば、その費用はどこが出すんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えをいたします。

まず、上野地区当該地区周辺については、上水道が整備をされていますというのがまず1点です。改めて上水道の整備、当然その上水道を使うっていった場合については、近くの本管から取り出すっていうのが必要っていうことになりますので、その分は当該事業者でしていただくっていうことになりますけども、下水道については、当該地域は計画の区域として入っておりませんので、仮に下水道を今の時点で計画されるっていう場合につ

いては事業者が負担をするっていうことになろうかと思います。

○5番（田上英司君） 全国的にも熊本だけですよね、地下水で飲料を使って美味しい水が飲めると。先般、熊本市の地下水は、琵琶湖の1.6倍を持っているというニュースが流れましたが、それでもこれは熊本市の問題ですよ。それでも熊本市は地下水を今後ともそれに甘えることなく涵養をしていかないかんという結論をされておりますね。くれぐれも業者がボーリングをすると、ここはもう足らんとか足らんとか、十分行政として見とっていただきたいというふうに思います。

施設の問題についての最後の質問になろうかと思いますが、先般も質問をさせていただきましたが、上野地区に予定されている協議会、本町が考えていらっしゃる協議会。推進協議会ではなく話し合いの場としたいというような答弁をいただいておりますが、今まで何回もあった住民説明会と今度つくろうとなさってる協議会の違いは何ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

いわゆる住民説明会、町主催、事業者主催様々あろうかと思いますが、説明会というものについては、事業の計画であったり行いたいことを住民の方に知っていただく機会というふうに捉えております。町が今、設置をしたいと思っている協議会、地域協議会については、イメージとしてはこの事業化になった場合の当該地区の将来像であったりとか、こういった施設がほしいとか、こういったものがあつたらいいなどを住民の方たちがそれぞれに話し合いになって、それを具現化し、また事業者、町、県などに申し入れていくような話し合いの場ということでイメージとして捉えているところです。

○5番（田上英司君） なぜ、もう少しスピードアップできないかなと思うんですね。いつできるのかなという、ちょっと皮肉っぽい言い方しますとね、なかなかできないなって。本町は行政と地域住民との駆け引き、綱渡りをされてるんじゃないかいつまでもと。というかたちで。それを早急にしないと住民の方々も恐らく期待して待っていらっしゃると思うんですが、いつ頃、アバウトでもいいんですが、いつ頃の予定にされておりますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

議員御指摘のとおり、上野地区の住民の方の中には今回事業が中山間地域の活性化につながるのではないかと期待されている方がいらっしゃいますので、地域活性化のための協議会については、当方としてもできるだけ組織化、立ち上げたいというふうにこれまでも答弁をさせていただいております。当然、行政の支援はさせていただきますけれども、

基本的には地域の自主性を尊重した組織が望ましいと考えておりますので、そのような部分の理解、また合意形成を図るために今時間を要しているところです。できるだけ速やかに組織を立ち上げたいというふうに思いますし、建設に対して様々な思いをお持ちの住民の方もおられますので、そういった方たちのお考えも含めて地域活性化の議論や取り組みができるような協議会の形成を速やかに図ってまいりたいというふうに考えています。

○5番（田上英司君） それが行政の積極的な姿勢を住民に示すということにつながるんじゃないかなというふうに考えております。

続いて、大きな2番目の児童・生徒の安全の確保と健全育成ということについて、若干お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 児童・生徒の安全の確保、健全育成についてお答えをいたします。

現在、児童・生徒の安全確保に関わる活動として、交通指導員や民生児童委員による登校見守り、PTAと青少年健全育成町民会議の取り組みとしての子ども110番の家の設置、また、一部の学校では地域ボランティアによる登下校の見守りが行われております。また、不審者の目撃や声掛け事案については、各小中学校から保護者へ安心メールにより情報提供が行っています。その他、熊本県警察本部のゆっぴー安心メールでも情報を得ることができます。

児童・生徒の安全確保及び健全育成につきましては、関係機関と連携して今後も登下校の安全確保に努めてまいります。その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） これも御案内のとおり、4月には子ども基本法の法律が施行されました、それを受けて、子ども家庭庁というものが発足するということ。加えて、来月から新学期ということからこの質問をさせていただきますが、お尋ねします。本町において、昨年1年間で不審者による児童・生徒への声掛け事案など、どんなものがあつたか把握されておりますその数と内容について、個人情報はいりませんのでちょっとお知らせいただきたいと思います。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

令和4年中は12件となっております。内容につきましては、メロディー橋付近において複数回下校中の子どもたちに下半身を見せた事案、また、店舗において買い物中の子どもを携帯電話で撮影した事案、下校中の子どもの後ろをついてきて先回りをして待ち伏せ

するなどした事案などがあります。

○5番（田上英司君） 昨年1年間で12件発生ということ。その2年前もお尋ねしたんですが、2年前は覚えておりますが13件、減らないですね。子どもが被害に遭うというのは痛ましい事件なんです。約30年前もですね、福岡県で50歳ぐらいの男性に通学中、登校中の女子生徒が誘拐、殺害された事案もあって、その男性は死刑になってますが、遺族の悲しみというものはずっと今も残ってるということなんですね。

私が不審者に対する事案をお尋ねしましたが、危険な学校設備の点検をなされると思うんですが、全国的には窓から転落したというのが5件ほど発生しておるようですが、本町ではこういう設備の不具合からの事故というものはあるんですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

過去1年間での発生はあっておりません。学校では毎月安全点検を行っております。そのほか危険なことをしないように、児童・生徒へ指導のほうも併せて行っております。

○5番（田上英司君） さっき言いましたように、去年が12件、一昨年が13件ということで、これまで児童・生徒の安全の確保について、行政がどういう対策を取られて来られましたか。お尋ねします。

○学校教育課長（本田恵美君） 児童・生徒の安全確保の行政の対策ということですが、小中学校の登校時につきましては、交通指導員や民生委員をはじめ、地域住民の多くの皆さんより見守りを行っていただいております。

下校時につきましては、放課後児童クラブの活用のほか、学校によっては下校時の見守りを地域の皆様をお願いしている場合もあります。基本的には、1人で帰る子どもがいないよう、学年ごと一斉に帰宅させる対策を取っております。

○5番（田上英司君） 対策は全て100点はないと思います。100点に近づく努力をせにゃいかんというのは私の議論でもあります。

次に、小坂小学校では子どもの家、緊急避難場所の子どもの家の募集があっております。本町は6小学校、1つの中学校がありますが、緊急避難所である子どもの家は本町にはどのくらいありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

子どもの家110番であります。町内には187カ所あります。

○5番（田上英司君） みんなが知恵を出していろんな対策を考えるということも大切なこと

と思いますが、今、御船、この役場に青パトという白黒で塗って、青色の回転灯が乗ったパトロールカーがあります。ここで、そのパトロールについて提案をさせてもらいたいと思うんですが、総務課にいらっしゃる谷口審議員が青パトに乗って巡回されている姿を何回か町で見受けました。おおっと思ひましてね、これは谷口審議員は御案内のとおり、熊本県の警察官でいらっしゃって、その経験者、責任者でもあられた方であって、この御指導いただいてですよ、さっきおっしゃったように、特に子どもの下校時間帯、1人になる危険箇所等々を交代でパトロールをします。本町をあげて子どもを守ってやって、犯罪を発生させない環境づくりも計画的犯罪をする犯人は、御船町はこれは犯罪を起こすわけにはいかな、よそに行こうというふうな感じ。環境づくりをできたらなと思うんですが、青パトの活用についていかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 本町においても児童・生徒への声掛け事案が発生している事情を踏まえて、特に低学年の下校時間に合わせて、先ほど言われました青パトロール車で町全域を巡回による活動を行っているところです。議員、今、御指摘がありましたように、パトロールの強化に向けて職員等にも効果的とは思いますが、まずは各地域の方々との連携を構築して、下校時の見守り活動をより強化することで、一步こう地域の防犯力の向上を目指すことも重要だと考えられます。この辺はやはり行政と地域と連携したところの体制を今後構築していきたいというふうに考えております。

○5番（田上英司君） はい、そのようにお互いが知恵を出してやっていただければ幸いです。

続いて、残り時間もあまりありませんが、次の大きな質問の3つ目、御船町の国民保護計画に基づく住民保護対策について、若干お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 御船町国民保護計画に基づく、住民保護対策についてお答えをいたします。国民保護計画における町の責務として、武力攻撃事態等において、住民の生命身体及び財産を保護し、住民生活に及ぼす影響を最小にするため、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害対処に関する措置などについて、万全な体制を構築しておく必要があります。国民保護措置のうち、町は国・県からの発令を受けた警報の伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援など、直接住民と接する役割を担うことから、町職員は制度全般を十分に理解しておく必要があります。また、住民に対して国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について正しい知識を広く周知、普及啓

発し、理解を深めていくことが大切だと考えております。

先月、議会へ報告した改正後の御船町国民保護計画に沿って、住民の生命、身体及び財産を守ってまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） 昨日、増田議員からも関連質問がありましたが、本年2月、本議会で御船町の国民保護計画の改正がなされましたですね。そして、その後、職員の訓練、Jアラートの訓練がなされております。国レベルでは、安全保障上の懸念が増大していく中で、住民保護という困難な仕事なんです。例えば、あらゆるマニュアルをつくっても、独自の行動をする方がおられて、その方が被害を受けたらその矛先は行政にもって行く。自分勝手な方もいらっしゃるでしょう。そのような中で、住民保護ということについては、いたずらに住民の危機感をあおるということではなくて、守るぞ、御船の住民。御船の町民ということで、御船町はよそんなことはどぎやんでもよかです。御船町は団結力を持って、平素から行政が行う住民保護対策というものが、お考えであればお知らせいただきたいと思います。

○総務課長（野口壮一君） 今御指摘をいただきました答弁について、まずは住民を避難をさせるということが一番大切な役割かなと思っております。避難住民の誘導等に重要な役割を担う、まずは消防団等に対しての訓練だったり、研修をさせたり、訓練を実施していくことが求められると思います。

また、町は区長を介して地域や自治会、また自主防災組織などと連携して、住民に対し国民保護措置についての訓練の参加の呼びかけ、それから普及啓発に努めていくことが求められております。御船町の国民保護計画に掲げられている救援措置や武力攻撃事態に対処する、平素からの備えについて、万全な体制を整えていく必要があるというふうに考えております。

○5番（田上英司君） まさにおっしゃるとおりと思いますが、我々も平和ボケをせずに、また、個人のイデオロギー等も関係なく、平素から急迫不正な重大事案から住民の生命・身体・財産を守ること、そういう姿勢を示しておくことが大切と考えます。

最後、残り時間まとめとしまして、今日大きな3点質問させてもらいましたが、ごみ処理施設建設問題については、今後数年間、各段階を経て、さらに住民との話し合いが進行していくと考えております。執行部にも自分のことだと、自分も御船住民だということ

の目線を持って対応していただきたいと思います。

また、痛ましい事故が起きないように児童・生徒の安全の確保、あと健全育成については大人の役目責任であろうかと思います。他町から、わあ御船町はいいなとうらやましがられるようなことで、子どもを守って育てていくまちづくりを推進していただきたいというふうに考えて、私の質問をこれで終わります。

○副議長（中城峯雄君） ここで、3時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休 憩

午後3時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（中城峯雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして、質問いたします。今回で連続7回目の一般質問となりますが、ようやく博物館運営の内容がわかってきたように思います。

また、9月、12月の質問の回答資料がまだ出ていません。なぜ出さないのか、私はやっぱ議会軽視にあたると思い、執行部、特に教育長に強く抗議いたします。

なお、個別の質問は、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の恐竜博物館の運営について、お答えいたします。

恐竜博物館は、これまで町内外から年間10万人以上が訪れる施設として、多くの方々に親しまれ、本町の教育・文化の振興、また、観光の推進に寄与してきました。しばらくは新型コロナウイルス感染防止対策のため、来館者が減少していましたが、このところ感染リスクが下がり、来館者数も前年度を上回る見込みで賑わいが戻ってきております。

今年度は熊本県とモンタナ州の姉妹交流40周年の節目の年でした。また、御船町恐竜博物館とモンタナ州立大学付属ロッキー博物館が姉妹館提携10周年記念の年でもありました。そこで、中学生向けの講演会やオンラインでの国際ワークショップ、ホールでの記念講演会などを開催し、多くの方々に恐竜の化石について興味を持っていただくことができました。

2月には化石クリーニングの成果として、新たに御船層群から産出した化石から恐竜の卵殻化石が発見され、町民や子どもたちが新たに夢を与えられるような明るい話題とな

りました。今後とも、町民をはじめ、多くの方々の期待に応えられるよう、未来への夢と希望が持てる博物館となるようにしっかりと運営してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） 私は今回で7回目ですけれども、恐竜博物館を変なふうにしようというところで発言をしているのではありません。それから、今期の一般質問も最後になります。とりになりますけれども、私は恐竜で頑張っていきます。よろしくお願いします。

まず、教育長に確認したいんですが、昨日の藤川議員の一般質問の中で、博物館は教育の施設という答弁がありました、これは間違いないですか。また、利益を追求する施設ではないという話もありましたけれども、これは事実ですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 昨日、藤川議員の御質問にもお答えしました通り、恐竜博物館の目的は教育というところで目的を果たすために運営しているところです。

また、教育の分野ですので利益追求ということではないということも確かです。

○7番（森田優二君） 恐竜博物館自体、全体としては、観光も目的につくられているというふうに聞いておりましたが、それは違うんですかね。

○教育長（上杉奈緒子君） 観光目的にしている部分は、観光交流ギャラリーのほうだろうというふうに思います。

○7番（森田優二君） だから全体、恐竜博物館全体は教育だけですかということを質問しているんですよ。

○教育長（上杉奈緒子君） 全体ということでお尋ねの件ですけれども、もともと恐竜博物館が教育施設と観光施設の複合施設として建てられているというふうに聞いておりました。ただ、恐竜博物館というのは教育施設です。

○7番（森田優二君） ちょっと限定し過ぎと思うんですけどね、これを議論しても先に行きつきませんので、ここの部分はもともとの、要するに補助金とか交付金ですね、もともとの目的それと補助金、交付金がどのような出し方をしてあるのか、そういうところからもう1回入りますので、そこは今回はしません。ただ、恐竜博物館の、普通恐竜博物館全体ですけれども、教育の施設ときちんと言われましたので、それは私は違うと思いますけどね。やっぱり、2つの教育と観光というか、それを兼ね備えた施設ということで、皆さんそういうふうに理解しとると思います。だから逆に、冒頭でそういう話をしたわけですが、それでも、それでは先に行きます。

12月の一般質問の答弁がまだ出ておりません。正直に言うと、ようやく出てきました。1月総務委員会の所管事務調査でも回答がない状態でした。何で回答がなかったのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回、回答が遅れまして大変申し訳ありませんでした。今回は、議員が御質問されていました令和元年度、令和2年度、令和3年度のグッズ販売にかかる環境、管理状況を準備いたしました。ただ、令和3年度は前回資料の数量と差異が出ております。この数量の差異につきましては、新しいシステムに移行する際に4月1日まで遡って入力をしていなかったためによるもので、今回は4月1日から3月31日まで計算をし直して、資料になります。

○7番（森田優二君） ようやくですね、回答というよりもまた前回と一緒。何て言うかな。

要するに一部の書き出しが出てきました。なぜこのように時間がかかったのか、今回もですね、言うなれば数字だけです、3カ年。私が言ってるのはこの数字の根拠を一緒に出してくださいということを言っております。この数字の根拠はないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館に資料の作成を指示しておりましたが、本来自治体の一般会計において棚卸という概念がなく、独自の管理表を作成するのみでした。今回、令和元年度と2年度分については納品書から個数と金額を拾い出して作業を行いましたので、報告が遅れております。資料については、提出はできます。

○7番（森田優二君） 提出できるということですので、すぐ提出をしてください、よろしくお願いします。

3カ年のデータを整理をしますと、3年度の利益率、これが大体4割になっております。ほかの年度は大体3割前後ですけども、1割ほど高くなっております。掛け率ですね、これは一律ではないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

掛け率は一律です。令和3年度は、1つの要因としてはグッズ販売、収入が多くなったというためであります。

○7番（森田優二君） グッズ販売収入が多くなったということです。それは課長の思いですか、担当の職員に聞いてからの答えですかね、それはちょっといいですけども。以前聞

いたときは、要するに品物で掛け率が違うというそういう話を聞いております。今回は今
の話で掛け率是一緒ということですがけれども、私が思うには、販売収入が多くなったため
ではなく、前年度の在庫が多かったため今年の仕入れが少なかった。普通一般会計は、仕
入れそれと販売額しか出てこないんです。だから今言ったところでそれを計算すると、お
のずから上がりますので、そういうふうに思うんですけれど、課長、わかりますか、そこ
は。わからないならわからないでいいです。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和２年度と令和３年度を比較しますと、収入、仕入れ額が1,100万程度になってます。
令和３年度のほうが多くなっただけということでもあります。

○７番（森田優二君） 一生懸命お答えになるけど、全然つじつまが合っておりませんので、
いいですよ。それから、もう１つ。地元の業者の製品も並んでいるようですけれども、こ
の掛け率はどうなってますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

仕入れた価格と同額で販売しております。

○７番（森田優二君） 同額ということは、利益は発生してないということですかね。

○社会教育課長（緒方良成君） はい、利益は発生しておりません。

○７番（森田優二君） 私が業者とちょっと話をしたときは、そういうことではありませんで
した。これはまた確認しとってください。また、今の一緒ということは、それは課長が職
員から聞き取りされたんですかね。そこだけちょっと教えてください。

○社会教育課長（緒方良成君） 職員のほうに確認をしました。

○７番（森田優二君） ちょっと職員の話はまた後でしますけれども、説明で、今の説明の中
で12月の資料は間違っていたという話でしたよね。その間違っていたそういう話だったで
しょ。12月、私にまずやった資料は、今度の資料が正解で私にやったのは間違っていたと
いうことですよ。言いたくないけど、なんでそういう間違った資料を12月に私に渡した
んですかね。なんか余計こう信用されなくなるんですよ。この件についてですけど、12
月の教育長の答弁では、分厚い資料をまとめたのが今回今言ったもらったこの数字、資料
ですっていうことを話をされております。いつでもその資料は見れますよと、そういった
ことまで答弁をされているわけですがけれども、1月、所管事務調査のときの説明では、パ
ソコンでデータ管理していて、紙での管理はしていないとの説明だったと。それは教育長

もそんなとき言ったから知っとうですよね。紙ベースじゃなくて、パソコンで処理はしてるから紙ベースはないというそういう説明でした。どちらの話が本当かわからないんですよね、私たちは。いつでも見れるのであれば、集計が記載された1ページは簡単に出せるでしょう。

また、前回の私にやった資料は間違っていました。そういうことがよく言えるなというふうに思います。教育長はそのときの答弁者として、今のところどう思われるか。また、議場での質問に対する答弁がどのような答弁でいいのか、すみません、このような間違った答弁でいいのか、そこら辺、教育長どうお考えですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 12月の資料に関しましては、棚卸の期日は6月17日ということになっておりました。議員から求められたのは3月31日現在での棚卸を求められました。そのためにやり直したものです。なので、今回の数字が違うということになりました。

また、令和元年度と令和2年度はレジがありませんでしたので、今回の作業に関しては手作業で納品書から全て金額と個数を拾い出して作業をしております。というのも、令和3年度の数字に合わせるために、様式に合わせるために手作業での作業をやったものであり、そのために時間がかかったということになります。

○7番（森田優二君） 令和3年度の決算における仕入れ販売、在庫をそのとき言っているんですよね。ということは、作業所はレジが入って6月の何日かもしれませんが、それは違うでしょ、意味合いが。決算に出してるその資料のもとを、私、そのとき聞いてるんです。教育長、今の説明じゃ私は納得しません。ただ、職員が間違ごうてというか、パソコンで管理するようになったのが6月の何日かて私も聞きました。でも、すぐそのとき話を聞いて、前のが全然入力してなかなか、そのとき思ったんですよ。普通そこからも資料請求を要求しますか、違うでしょ。令和3年度の決算における仕入れ販売、棚卸の数を私はそのときは請求してますので。だから教育長は今の答弁聞いとると、私のほうがちょっと無理な請求をしたように聞こえますけれども、それは違うと思いますけれどね。そこは教育長どう思われますか。

○教育長（上杉奈緒子君） レジが入ったのが、令和4年の2月になります。令和4年の2月にレジが入りましたので、令和3年度の決算っていうのは正直1カ月分しかできておりませんでした。棚卸に関してはそれまで、個数の確認ということになっておりました。個数の確認は毎年行っておりました。その個数の確認に今度は金額ということも出てまいりま

したので、改めて棚卸をやり直したということが今回の数字の違いになっております。

○7番（森田優二君） 私が聞いているのはそういうことではありません。先に行きます。

次、一般会計におけるグッズ販売について。ここが1番大事なんです。数回の質問では、一般会計のグッズ販売は問題ないような話でした。一般会計でのですね、問題ないということでした。自治法上は特別会計で仕入れ販売しますので、それは自治法上は問題ないかもしれませんが、一般会計での販売ですね。これは私は前から問題があるというふうに言っております。まず、グッズ関係の仕入れ金額、販売金額、在庫は決算書ではどこに出てくるのか説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

仕入れ金額につきましては、歳出科目の原材料で計上、販売金額は歳入科目の雑入で計上していますが、在庫については決算書には出ておりません。

○7番（森田優二君） それでは、企画財政課長にお聞きますが、一般会計での原材料費と雑入はどういう科目なのか、また、在庫については決算書には反映されていないようだが、在庫は私は財産と思っております。なぜ反映されなくていいのか、説明を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、原材料費については、地方公共団体が直営工事を実施したときに、必要な原材料の調達に要する工事材料費です。例えば、石材、鉄骨、砂、セメントなどです。このほか、生産施設における加工用の材料費などがあります。このような内容からしますと、グッズの仕入れは原材料費ではなく、他の支出項目がないかと考えるところです。

しかし、地方公共団体の財務会計上、歳出については法令で支出項目が定められています。例えば、1節が報酬とか、2節が給料とか、10節が需用費とか、こういうふうに決められております。この中でいきますと、今のところ15節の原材料費で支出しているという状況です。

次に雑入についてでございます。企業会計であれば、営業収入、営業収益等で整理されると思いますが、地方公共団体の財務会計では、歳出と同様に、歳入につきましても法令で定められた項目で受け入れることとなります。その項目の中においては、雑入が適当であるというふうになります。

最後に、在庫の件です。企業経営であれば棚卸資産ということで整理できると思いますが、地方公共団体の一般会計における予算決算上は、この数字は取り扱われてはおりま

せん。

○7番（森田優二君） 在庫というのは財産ですよ。その財産があるのに一般会計ではその財産は見えてきていない、おかしかと思いませんか。だけん、もともとグッズ販売を一般会計とする自体がおかしいということ。議員の皆さん前から言いよったでしょ。今でもそれを続けている。そこら辺りおかしいと思いませんか、教育長。

○教育長（上杉奈緒子君） グッズ販売に関しましては、今検討している最中です。

○企画財政課長（本田隆裕君） 私からもお答えをします。

予算決算上は出てきておりませんが、その分議員御指摘のとおり、日々の受け入れ、払い出しについては誰が見てもわかりやすいような帳簿で厳格に管理しなければならないというふうに思います。

○7番（森田優二君） 先ほどもらったこれをみんなに配ってありますので見てもらおうとわかると思うんですけど、この資料に販売ではなく頒布になっております。決算書では恐竜グッズ販売収入と備考欄に記載してありますけれども、なぜこう販売ではないのか、頒布なのか。また、理論在庫ともあるんですよ。理論在庫と私聞いたことはありません。これは大体何を意味するのか。

ただ、私が一番気になったのは、仕入れ、大体仕入れはそのまま一番下まで仕入れの数がどれしこ仕入れてるのか、販売がどれしこ販売しているのか、そういう帳簿上の在庫というか、が出てくるはずなんですよ。もうこれは出てきておりません。これのどういうシステムなのか知りませんが、それでしてよく管理できるなというふうに私は不思議に思うんですけども、まず今回もだからこそ言うんですよ。これだけじゃわからないからこれを集計したもう1つ上だけでよかから見せてくれというのを言うけど、それが全然出てきておりません。そこら辺り含めて、課長、もう何回も聞くけどどう思いますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

議員が言われております理論在庫というのは帳簿上の在庫数になります。在庫の管理につきましては、レジシステムで管理をしておりますが、資料の提出っていうのは可能であります。

○7番（森田優二君） 提出可能なら提出してくださいってさっきから言いよるでしょ。提出してくださいよ。まず、頒布、頒布とは無料で物を配ること。これが頒布なんですよ。販売とはですね、これに利益をかけて物を売ること。違うでしょ。帳簿在庫は仕入れ販売

の差ですね、そういうところは帳面上は決算上は上がっていくんですけど、ここでいう理論在庫とは、恐らく棚卸数量、棚卸数量が出るでしょ。それになくなった分、とられた分、これはあくまでもとられてないですけど、これがあるようにしたのがここでいう理論在庫というふうに私は見ております。

ちょっと課長の答弁と違うんですけど、言うなればグッズ販売の管理は博物館独自のやり方で管理表を作成し、販売管理をしているということだと思いますけれども、この事実から考えるとグッズ販売に関しては一般会計とは別に二重帳簿で管理しているということに私はなると 생각합니다。決算ではその一部の数字、販売と仕入れですね。仕入れと販売の数字だけしか出してない。そういうふうになるかと思っています。

12月の議会後課長と一緒に棚卸を見せてもらいに行きました。この棚卸を見たとき、棚卸表上の数字がゼロ、けど在庫は何十、百台の在庫もあったと思うんですけど、もう普通は逆なんですよ。在庫数は減らしていくというのが、普通のやり方なんですけど、全然違う、棚にはないけど在庫はいっぱい余っとるというのが現状でした。大量の在庫があるにも関わらず、在庫に関しては決算には出てこない。誰の指示でこういうふうな要するにやり方というかをしているのか。また、このことは館長である教育長は理解して見ていたのか、そこら辺も含めてちょっと教育長の思いをお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 確かに博物館の館長である私に全ての責任はあるかと思っています。

それから、グッズ販売に関しましては、博物館独自の販売をやっているのかと言われましたけれども、職員はそれぞれの会計に沿ってやって処理をしております。全ての販売している品物に対しては納品書から何から全て決済が上がってきております。上がってきた上で、全員が目を通してそして認めておりますので、決してその処理の仕方に間違いがあっているわけではありません。ただ、議員が求められるやり方ではないということだろうというふうに思います。その点からいくと、議員が求められている棚卸のやり方や決算の方法等が博物館独自ではないかと言われると博物館独自だと思います。

○7番（森田優二君） それでは、在庫を調べたときになくなっているのがあります、壊れているのがあります。なくなったものは調査をして起案書をこうすることでなくなりましたとかなんとかの起案書はちゃんと出ているんですか。

○教育長（上杉奈緒子君） なくなったものに関する起案は出ておりませんが、最後の棚卸として不足している部分があります。現状、これだけが不明ですということは上がってきて

おります。

○7番（森田優二君） 普通はやっぱこうなくなった、どういうあれでまずなくなったというものにもいろいろあるとは思いますが、そのやっぱ起案書というかそこら辺りをきちんとした起案書は必要と思うんですけど、そういうのは上がっていない、また求めないということですね。いいです、わかりました。

次に、特別展のギャラリー使用料の減免について。特別展は御船町と企業2社による共同開催だが、2社には広告費が支出されてある。利益も出ているので、会場使用料は支払って私は当然と思うが、なぜ減免できるのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これは議員から何度も指摘があっているところではありますが、企業2社との共同開催です。主催は御船町ということで減免の扱いとなります。

○7番（森田優二君） これは実行委員会を立ち上げて開催してありますけれども、この実行委員会からもギャラリー使用料の減免の申請は出ているのか。これは河地課長。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

これまで当時は1カ月単位、あるいは1年間の使用料の減免の申請が提出されておりますけれども、実行委員会から、あるいは特別展としての申請書は提出されておられません。

○7番（森田優二君） 普通だったら実行委員会立ち上げてそれなら実行委員会もやっぱ減免の措置があって当然と思うんですけど、それもしてない。ただ言えるのは、博物館、要するに町の施設だからということだけと私は思うんですよね。利益が出てないならいいんですけど、利益が出ているものをなぜかなというふうに思います。恐竜博物館はもともと教育の目的の施設ではなく、経済対策の補助事業ではないかと思うんですけども、言うなれば教育目的また経済観光目的であるというふうに捉えれば、企業と共同開催で利益が出ていれば、使用料を払うのは当然だと私は思うんですけども、またですね、広告費を払うのであれば、広告費払ってあります、2社にですね。のであれば、単独開催でもいいかというふうに思います。

もう1つ言わせてもらうなら、よその企業とも共同でなくて、御船町にも商工会とか観光協会もあります。御船町とそういう企業との共同で何でできないのかなと。町の商工会とか観光協会もよく話が出ますが、私としては同じ共同企画なら、町全体で共同企画をしてくださいというふうに言いたいんですけど、その点はいかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

特別展の運営につきましては、議員からの御指摘もあっております。課題もありますので、関係課で検討を行ってまいります。

○7番（森田優二君） 次に、先日町長からもありましたけれど、新しい化石の報道がありました。説明では2月2日に記者発表をしてから、そのあと2月3日に全協で報告したということになっております。そのとき、課長は出席しなかったんですけれども、これは何か理由があって出席していなかったんですかね。ちょっとそれを伺います。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず、2月2日の記者発表につきましては、2月3日の全協の後の報告というふうになりました。報道の会見につきましては、2月4日以降の申し合わせということで、報道のほうには申合せをしたところであります。課長の全協の出席につきましては、教育長の指示でありました。

○7番（森田優二君） それではちょっと教育長に聞きたいんですけど、普通全協にも課長と説明者が出席しますけれど、今回なぜ課長が出席しなかったのか。指示があったということですが、お聞かせください。

○教育長（上杉奈緒子君） 2月2日に記者の会見をするということになり、その場で報道規制が2月4日ということで申し合わせがありました。そして、2月3日に全協ということでしたので、全協のほうで報告した後に、2月4日の報道解禁というところにしたところなんです。また、それを説明するのは、一番内容に詳しい学芸員が適当であると考えて、私のほうで卵殻の発表については学芸員がやってくださいというふうに指示をしました。

○7番（森田優二君） どこの課も一緒ですけど、必ず全協には課長が出席して、そして報告する係が一緒に来ます。今の教育長のあれもわかりますけれども、本来なら課長と一緒に来て、そして説明するというのが課長でなくて詳しい人が説明するというのが筋だというふうに思ってますね、なぜかなって私ちょっと疑問に思いましたから質問しました。

それでは、御船群層で発掘された恐竜の化石ですね。これはどれぐらいありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず先ほど私の答弁でミュージアムショップの掛け率が一律ですということで答弁したのは、これは一律ではありません。

それから、御船層群から発掘された恐竜の化石約70点が現在博物館内に展示をされて

います。

○7番（森田優二君） 何でこれを聞くかというのですね、新聞報道ではですね。御船層群でこれまで発掘された恐竜の化石数千点は、骨や歯、足跡だったと書いてありました。これは報道が間違っているんですかね。これはちょっとそれを確認したかったから、実際どれくらい恐竜の化石、発掘されておるかなというのを今質問したんですけど、その点教育長、熊日報道どうなってるんですかね。報道が間違いですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 御船層群で発掘された化石というのは、恐竜だけではありませんので、数千点にわたるのは、ほかのものも含めての数字だというふうに思います。

○7番（森田優二君） いやいや違いますよ。なら新聞をまた見てください。恐竜の化石数千点は、骨や歯、足跡だったと書いてあります。だから数千点も発掘されとるはずはないがなって。教育長が今言われるとはわかってすよ。貝とかなんとかあるけん数千点になるて。違うんです、書いてあったのが。だから私の理解が間違つとるかもしれません。けど私が理解したのは、今言ったように、書いてあったとおり私書いてきましたので、「御船層群でこれまで発掘された恐竜の化石数千点は、骨や歯、足跡だった」と書いてありました。だけん、私は逆に言うなれば私の理解からするなら嘘書いてあるて。何で教育長たちは、これは違うよってそういう抗議っていうのはされたのかなと思ってですね、今日出したんですよ。今の話だったら全然そういうのはあっておりませんけれども、それは1回、教育長また確認しとってください。

それでは次に、岩石が450箱あります。前回までの答弁とこれを整理するなら一緒にの答弁なのか、ちょっともう1回伺いたい。進展があったらどういうふうにするか、そこらあたりまで、また年間3箱でいっとったらこりゃ何年かかりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

クリーニング作業はかなりの時間を要するもので、進展はなかなかはかられるものではありません。年間3箱程度の整理だとしたら、計算上は150年程度はかかるという計算にはなります。

○7番（森田優二君） すみませんね。苦しい発言をさせてしまって。計算上は150年とか言われんですよ。今回の発見は、この450箱の岩石からそれをクリーニングした化石から、クリーニングしているものから新たにこれは新しい化石というふうに聞いておりますけれども、それは間違いはないですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

クリーニングしてからの、新たな発見ということになります。

○7番（森田優二君） ということはですよ、この450箱、まだまだ貴重な化石が眠っている可能性は私は大だと思います。何か今の博物館のいろんなあれを見るとですね、モンタナに目がいつているような気がします。モンタナよりも自分ところで今採取しとる岩石、これにこのような新しいのがあるかもしれんというならですね、どんどんクリーニングする、そういう方向をとったが私はいいと思うんですけど、そこら辺りの考えはいかがですか、教育長。

○教育長（上杉奈緒子君） モンタナとの共同研究の成果というのは、御船町の層群で見つかった化石が、本当にそれが恐竜の化石なのかどうか、今回も卵殻であることを確認してくれたのはモンタナの研究員です。そういう意味からすると、モンタナとの研究は意味があるというふうに思っております。

○7番（森田優二君） そういうのを言ってるんじゃないんですよ、どこから誰かがこう最後の見て、新しい発掘かなんかをするところでやっぱモンタナとかなんとかそういうところだと思うんですけど。向こうの化石をわざわざ御船に持ってきて、クリーニングしたりなんか。私が言いたいのはそういうところなんです。それよりも今ある450箱をまだ違う新しいのがあるかもしれん。だったらこれをどうにかするということが私は先決だというふうに思います。

次に行きます。博物館の組織体制についての説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館には館長の下に、事業管理係と学芸係をおき、事業管理は博物館の施設管理利用者サービス広報会計科学研究費助成事業の実施に伴う事務を主にしています。学芸係は調査研究、資料収集、展示及び教育の専門的業務を主にしています。

○7番（森田優二君） 1月の所管事務調査のときに、グッズ販売についての話を聞きました。ところが学芸員が説明をしました。事業管理係が説明するのが当然だと思い、学芸員に説明をやめるように言いましたけれども説明を続けました。言いたくないけど、学芸員が販売までの管理をしているのか、教育長、お願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 最終的には私の判断ということになります。一番長く博物館にいて、事情も詳しい学芸員のほうが私のフォローとして説明したものです。

○7番（森田優二君） 管理係、グッズ販売なんか管理係のほうがするっとじゃなかですか。
ということは、もう学芸員が何もかもしているというふうに私は捉えるんですけど、そういう状況でいいんですかね。

○教育長（上杉奈緒子君） 管理係もすぐ横におりましたので、何か管理係に関するものであれば管理係のほうがフォローしたと思います。今回の分は、私の発言をフォローしたものです。

○7番（森田優二君） 違うでしょ。グッズ販売に関して、いつものように仕入れ、販売、在庫、12月にあれしたけど、そこをもう1回質問したっでしょう、で私は。教育長そういう答弁じゃいかんと思うですよ。私は教育長ね、言いたくないけど責めよっとじゃなかつですよ、教育長にわかってほしいですよ。やっぱ教育長が館長だけん。やっぱ2つに分かれとるならそれをきちんと采配するっていうのが、私は館長、教育長の役目と思っております。今のような答弁なら、私が館長だけん、言うなれば長かけん、そっちにさせましたって。ならわざわざ組織を分ける必要はにやーたいては私たちは思わなくていい。そうでしょう。ちょっと教育長、そこどう思いますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 組織も含めて今後検討してまいります。

○7番（森田優二君） 今後の課題としては、まず組織改革が不可欠だと思います。教育長は博物館の館長だけでなく、中央公民館の館長、また図書館の館長も兼務されております。幾つも兼務をされていると業務に支障がないのか、そこら辺り、私たちは心配します。博物館は別の建物にありますので、やっぱ教育長が館長兼務は難しいというふうに思います。館長をきちんと博物館において、その下に事業管理係、学芸係これをきちんと分離する。そういう組織体制をとる必要があると思いますが、これは先ほど今後検討するということでしたので、これ以上聞きません。

もう1つ、私、以前から中学校の移転の話をしております。恐竜博物館を今以上に盛り上げるためには駐車場が1番必要だというふうに思っております。中学校を移転してでも、跡地の再開発、これは私は不可欠と思っております。ただ、当時の教育長の発言は、中学校は80年まで延命措置をとるという発言をされておりますけれども、今、現状ではどういうふうに思われますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 現状、恐竜博物館にはたくさんの方がお見えです。平日は修学旅行とか、それから1日見学旅行とかで他県からもバスをたてて来られております。そう

いった意味で、博物館に大型の駐車場が少ないということは確かです。ただ、平日等はかなり駐車場に関しては困っておりませんし、休日は役場が休みですので、駐車場的にはある程度満たしてるというふうには考えております。今、中学校を移転させてまで駐車場を拡張しなければならないというふうには私のほうは考えておりません。

○7番（森田優二君） 教育長の考えと私の考えは全然違いますけれども、あと10分ちょっとですかね、10分まででしょ。もうそろそろ私のはあと1ページありますけれども、もうまとめのほうに入っていきたいというふうに思います。

今回で連続7回目の一般質問になりますが、ようやく博物館の運営内容が見えてきました。町長の耳にもいっていると思いますが、町民の方から「ある職員が私物化しているのではないか」という話も出ております。私は今までのことよりも、今から先、今後のことを考えると、博物館を核としてどうすれば御船町の観光、経済が発展するのか、そういうことを考える必要があるというふうに思って、今までの質問も博物館をよくするための、要するに今まで内容がわからなかった、だからその内容をわかってよくするための考えとして今まで質問してきました。以前も話をしましたが、専用駐車場がないということは、1番の課題、問題だと思っております。教育長は駐車場、あんまり関係ないように言われましたけれど、私は全然違います。中学校を移転してでも、跡地の再開発が必要不可欠だというふうに、もうこの話は以前と全然変わりません。

そういったところで、先日、友人と話をしているときに、廃校を利用した施設があるという話を聞き、中山間の活性化に利用できないか、特に東部小学校に、利用できないかということで、実は視察に行って来ました。2月の22日、千葉県の鋸南町の道の駅・保田小学校を視察してきました。まずちょっと説明しますけれども、廃校となった小学校ですね。一部改修して、校舎1階には昔懐かしい給食メニューを揃えた、そういうのが食べられる食堂や喫茶店、パン屋などの店がありました。2階には、教室、大体半分。教室でいうならもともと前と後ろから入口がありますので、約半分にして元の教室、黒板がありますけれども黒板とか担当箱とかはそのままにして、教室の雰囲気を極力残したデザインの宿泊施設で、畳ベッドを用意してありました。黒板も整理棚もほぼそのまま利用されていました。旧体育館、これはリノベーションされて大きなマルシェに、地元で採れた新鮮な野菜や花等が並べてありました。ちょっと私写真を用意しておりますので、ちょっと時間もありますのでちょっと見せますけど。

これが玄関口というか、100周年の記念碑も建っております。ここが玄関口で。玄関から入ってすぐですね。このように普通はこれの反対側は廊下ですけども、廊下と反対側にちょっと改修してエントランスとかそういうあれをつくって、ここ里山食堂とありますけれども、食堂とかパン屋とかこういうのはいろいろ教室を利用してありました。こういう感じ。これが2階の全体というかですね、廊下と反対側。さっきの言ったところの上ですね、エントランス部分になりますけれども。とこれが部屋を利用した宿泊施設、ベッドが畳ベッドが一応1部屋に4台、広いところはまだ10台ぐらい入れてあるところもありますけれども、普通の部屋は大体このタイプで、1人から4人、5人ぐらい泊まりますけれども、こういうふうに改修をしてありました。これが2階から見た22日、22、23日が休みですけどその前の日ですね。結構車が停まったりします。これは運動場ですけど、運動場が駐車場になっております。これが体育館。こういう感じ。これが体育館です。体育館の中はちょっと写し損なったんですけども、体育館に、これはもう普通の物産館と一緒に、道の駅としてしてあります。最後に、これが私が食べた昔懐かしの給食です。こういうのを幾つか10ぐらいのメニューがありましたけれど、ハムカツにカレーとかありますけど、こういう感じで経営をしている、ここも第三セクターが経営をしております。こういう感じです。

そういうところで、私もちょっと研修をしてきました。御船町の廃校の再利用にも非常に参考になるというふうに思っております。東部小学校を考えると、一番はじめそういうふうに思っていたんですけど、私中学校の話もしております。中学校を仮に移転するならば、校舎を解体するのではなくて、一部残しながらこういうのに利用できないかというところがありましたので、再利用の参考になるかもしれないということで行って来たんですけども、町長こういうのはいかがでしょうかね。

最後になります。今後の御船町の観光、経済を本気で考えるなら、博物館運営の見直しは必要不可欠だと思います。今までしてきたように、一般会計ではグッズ販売なんかできないわけですよね。そういうのを堂々としている。これはどう考えてもおかしい。それが1番です。また、館長は兼務ではなく、館長を中心に組織の見直しが必要であると。また、数箇所の博物館に研修にも行きましたが、ほとんどが指定管理制度で運営されております。

そこで町長にお聞きしたいが、まずは博物館の組織の立て直し、また指定管理制度への移行の考えはないのか伺いたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

町の公の施設について、直営や施設管理の一部業務委託や、指定管理者制度も含めて多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するとともに、サービスの向上に努めていきたいというふうに思っております。

○7番（森田優二君） なぜですね、最後になりますけれども、指定管理制度移行を言うかって言うと、今職員で運営をやっております。どう考えても職員では無理。大体2年から長い人で4、5年ぐらいおるかもしれませんが、そういう職員が変わる中で運営するっていうのはかなり厳しい。それよりも指定管理制度にすれば、昨日の藤川議員の話でもありましたけれども、約8,000万ぐらいの赤字が大分減らすことができる。また、観光客もそうならばもっともっと来ます、にぎわいます。今言った保田小学校が一応100万人ぐらいという話も聞いておりますけれども、御船が大体15前後でしょう。だったらその倍ぐらいは私は行けるんじゃないかというふうに思います。そのためにも、駐車場確保、これが一番の課題かなと。そういったところを提案をしながら、一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（中城峯雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 散 会